出席議員(17名)

1番	平 間	奈緒美	君	2番	佐々木	裕 子	君
3番	佐久間	光洋	君	4番	髙 橋	たい子	君
5番	安 部	俊 三	君	6番	佐々木	守	君
7番	広 沢	真	君	8番	有 賀	光 子	君
9番	水 戸	義 裕	君	10番	森	淑 子	君
11番	大 坂	三 男	君	12番	舟 山	彰	君
14番	星	吉 郎	君	15番	加藤	克明	君
16番	大 沼	惇 義	君	17番	白 内	恵美子	君

欠席議員(なし)

18番 我 妻 弘 国 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	П		茂	君
副町	長	平	間	春	雄	君
会 計 管 理	者	村	上	正	広	君
総 務 課	長	松	崎		守	君
まちづくり政策課	長	平	間	忠	_	君
財 政 課	長	水	戸	敏	見	君
税 務 課	長	武	Щ	昭	彦	君
町民環境課	長	佐	藤	富	男	君
健康推進課	長	大	場	勝	郎	君
福 祉 課	長	駒	板	公	_	君
子ども家庭課	長	永	井		裕	君
農 政 課 長 農業委員会事務局		加	藤	嘉	昭	君

商工観光課長 小 池 洋 一 都市建設課長 大久保 政 一 君 上下水道課長 加藤克之 君 槻木事務所長 関 場 孝 夫 君 危機管理監 相原健一 君 地域再生対策監 宮 城 利 郎 君 税収納対策監 伊藤良昭 君 平間広道 災害復興対策監 君 市街地整備対策監 加藤秀典 君

教育委員会部局

 教育総務課長
 阿部次男君

 教育総務課長
 笠松洋ニ君

 生涯学習課長
 加茂和弘君

 その他の部局

代表監查委員 中山政喜 君

事務局職員出席者

 議 会 事 務 局 長
 長谷川
 敏

 主
 査
 太 田 健 博

議事日程(第1号)

平成25年2月18日(月曜日) 午前9時30分 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町政報告
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について(平成24年度船迫小学校大規模改造工事(債務 負担行為)請負変更契約について)
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について(宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更につ

いて)

第6 報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第7 施政方針

第5 一般質問

平 間 奈緒美 議員

舟 山 彰 議員

森 淑子議員

追加日程

第1 仮議長の指名について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

〇議長(我妻弘国君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成25年柴田町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(我妻弘国君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(我妻弘国君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から 2月28日までの11日間、うち土曜、日曜、及び25、26、27日を議案調査及び委員会審査のため 休会とし、実質6日間と意見が一致しました。よって、本定例会の会期は本日から2月28日ま でとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月28日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の 進行を図りますので、ご了承願います。

また、今定例会中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、先日永年在職議員4名に対する表彰がありましたので、伝達したいと 思います。仙南地方町村議会議長表彰で議員として在職11年以上の者・我妻弘国、白内恵美子 さん、全国・県議長会表彰で議員として在職15年以上在職し、功労のあった者・星吉郎殿、全 国議長会表彰で議員として在職27年以上在職し、功労のあった者・大沼惇義殿。

表彰状を伝達いたしますので、質問席の前にお進みください。

[表彰状伝達]

日程第3 諸報告

○議長(我妻弘国君) 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告 といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 平成25年度の柴田町議会第1回定例会が開催されます。柴田町の将来に わたる大変大事な議会でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思っておりま す。

私のほうからは、3点ほど報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目でございます。24年度に行いましたまちづくり住民懇談会の開催について申し上げます。

住民への情報の発信・提供を図りながら、住民の皆様の意見を行政運営に反映できるよう、 広聴活動の一環としてまちづくり住民懇談会を、平成23年度から実施しております。今年度 は、10の行政区を対象に10会場において開催し、231人の参加をいただきました。この懇談会 は、昨年度同様2部構成で、第1部は「町政報告」として、「今年はどんな仕事を・平成24年 度予算の概要」、「(仮称) さくら連絡橋詳細設計」、「総合体育館・防災公園整備」などに ついて説明し、意見をいただきました。

中でも、「総合体育館・防災公園整備」の件につきましては、さまざまな意見を頂戴し、今後の計画についても大変有意義なことと実感いたしました。また、「(仮称)さくら連絡橋詳細設計」の件につきましては、あれほど住民を巻き込んで情報提供のあり方に対する批評や議論をしていただいたにもかかわらず、10カ所で開催した住民懇談会ではわずか数件の質問に終わり、思いのほか意外な結果となりました。

第2部では、「地域の将来と課題」として、地域で抱える問題や町政に対し、有意義な実の ある意見交換をさせていただきました。

昨年度は、震災復旧、復興に関する意見が大半を占めておりましたが、今年度は引き続き道

路、下水道関係工事の進捗状況について質問はあったものの、本来の地域が抱える問題に話が 集中したように見受けられました。

なお、今回の懇談会で提案された意見等については、各課を通じて速やかに対応し、時間を 要する案件については、行政区長とも相談し対応してまいります。

また、住民懇談会の実施状況については、広報紙、町ホームページを通じて町民の皆さんにお知らせし、情報を相互に共有していただきたいと考えております。

来年度は、実施3年目の最終年度であり、10の行政区を対象に開催を予定しております。今後とも多くの方々に参加をいただき、幅広くご意見を町政運営に反映できるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

2点目、平成25年度の成人式について申し上げます。

平成25年成人式を、去る1月13日、船岡中学校体育館において開催いたしました。当日は好 天に恵まれ、議員各位を初め多数の来賓の方々にご臨席をいただき、夢と希望に満ちあふれた 新成人を祝う晴れやかな雰囲気の式典となりました。

新成人となられたのは、平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性254名、 女性228名、合わせて482名であります。当日の出席者は282名で、町内中学校卒業の新成人の出 席率は82.9%で、町外出身者を含めると出席率は58.5%でした。

成人式の開催に当たりましては、例年同様新成人者による実行委員会を募り、企画・運営に 携わっていただき、若者の意見などを取り入れることにより、参加しやすい雰囲気づくりに務 めました。

新成人代表者2名による「20歳のメッセージ」の発表や奥州柴田一番太鼓の勇壮なアトラクション、恩師からのビデオレター上映については、新成人実行委員会が撮影から編集までを行いました。新成人にインタビューを行うなど、新成人の意向を取り入れた内容となりました。また、晴れ着の着崩れ直しの方々や、次回成人となられる方々にもボランティアとして強力をいただきました。会場には、新成人を祝おうと町のイメージキャラクターの「はなみちゃん」も駆けつけ、祝福ムードの中式典が盛会裏に終わりましたことを申し上げ、報告といたします。

3点目は、船岡小学校6年生による「子ども議会」の開催について申し上げます。

平成25年2月5日、柴田町議会議事堂において船岡小学校6年生113人が参加し、「子ども議会」を開催いたしました。

小学6年生は、社会科で「わたしたちの生活と政治」という単元を学習しており、児童みず

からが柴田町のまちづくりについて考え、「子ども議会」に参加して意見交換することは政治 の仕組みを学ぶよい機会であるとの考えから、毎年開催しているものです。

児童が正副議長役や進行役を務め、児童たちが考えたテーマ「柴田町のよりよい未来を願って」に基づき、8人の子ども議員が一般質問を行いました。子ども議員からは、自分自身の体験や経験を踏まえ、「子供とお年寄りがつながるまちづくりについて」、「僕たちの学校について」、「みんなのスポーツ施設について」などの提案をいただきました。

子ども議員が一生懸命に考えた夢のある提案に対し、私も一問一問丁寧に誠意を持って答弁いたしました。中には、「人数分のパソコンが欲しい」「保健室にエアコンの設置を」の提案もございましたので、「平成26年度に子供たちの提案を受け入れ、配備する」と答弁をいたしておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。その他の提案についても、議員の皆様の同意をいただきながら、実現できるよう計画立案に生かしてまいりたいと考えております。

以上、船岡小学校6年生による「子ども議会」の開催についての報告といたします。 以上でございます。

〇議長(我妻弘国君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回限りです。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。 質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

次の日程の前に、さきに農業委員会会長に異動がありました件について、農業委員会事務局 長から申し出がありましたので、これを許します。農業委員会事務局長。

〇農政課長併農業委員会事務局長(加藤嘉昭君) 平成25年1月25日付けまして、柴田町農業委員会の会長と会長職務代理者が変わりましたので、ご報告させていただきます。

平成23年3月1日から農業委員会の会長を務めてこられました平間弘氏が、本年1月19日に 急逝されました。柴田町農業委員会規定によりまして、会長が欠けたときは10日以内に選挙を 行わなければならないということから、1月25日の農業委員会総会において会長の選挙が行わ れました。その結果、新しい会長には会長職務代理者でありました下名生の水戸光男委員が選 任されました。また、会長職務代理者には葉坂の青柳保男委員が選任されました。任期は、平 成26年2月28日までになります。

今後とも、農業委員会活動に対しまして何かとご支援、ご指導を賜りますようにお願い申し

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(平成24年度船迫小学校大規模改 築工事(債務負担行為)請負変更契約について)

○議長(我妻弘国君) 日程第4、報告第1号専決処分の報告を求めます。 町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第1号、専決処分の報告についての報告 理由を申し上げます。

今回の報告は、平成24年第3回臨時会で請負契約締結の議決をいただいた平成24年度船迫小学校大規模改造工事(債務負担行為)の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

主な変更内容は、教室と廊下の仕切りパーテーションに汚れがありましたので、塗りかえ及びクロスの張りかえを行います。また、外壁の目地とサッシ枠のシーリングが劣化しておりましたので、長期に使用することを考え、打ちかえを行うものです。そのほか、図面から把握できなかったコンクリート壁の劣化箇所の補修のため、数量等の追加を行うものでございます。

以上、「自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分町長の専決処分指定事項」第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) それでは、お手元のA3判資料、「平成25年第1回定例会報告 第1号関係資料」をごらんいただきたいと思います。

右側の表中に概要を記述いたしました。変更契約は、現在南校舎から施工を進めているところでございますが、進める中で設計段階では把握できなかった項目の追加と、建築部材の再使用で設計しているところについて、施工後に新旧部材が混在することによる色合いなど、完成状況を再検討いたしまして、部材の再使用を新たな部材で使用するという対象工事を加えたものでございます。

請負者は株式会社松浦組です。請負額は、現請負額2億2,501万5,000円に対して、440万7,900円の増額となる変更契約を行い、変更請負額は2億2,942万2,900円となりました。変更契約書の締結日は、平成25年1月8日です。

次に、変更の概要であります。それぞれの該当場所を①から⑧の番号で、項目と場所を図面

上にお示しさせていただいております。

初めに建築工事についてでございますが、①教室パーテーションの塗りかえ及びクロスの張りかえでございます。図面上の下の段になりますが、1年1組、1年2組、低学年活動室の廊下と教室の壁、パーテーションを追加対象としたものでございます。

②内壁、外壁の浮き部分の補修は、壁部で確認されたモルタルの浮き部分を追加対象とした ものでございます。

③外部打継目地シーリングの打ちかえにつきましては、外壁の打継部分や窓枠周りのシーリングが劣化しているということから、将来の雨漏り防止対策として追加対象といたしました。対象延長は900メートルで想定しております。②と③につきましては、校舎外周の斜線部分の各部部署での対応となります。

④のトイレ改修の計画変更につきましては、図面右下の便所Eという部分なんですけれど も、コンクリートの壁の改修部材の変更ということでございます。

⑤図書室の壁・天井仕上げの見直しでございますが、これは図面左側中段の図書室内で設計 資材と同等品の資材に変更しての工事費用を削減するものでございます。

電気設備工事は、⑥図書室のエアコンのブレーカー変更につきましては、図書室に設置する エアコン用開閉器、ブレーカーでございますが、これの増設でございます。四角に交差線を入 れた記号の3個で示している部分でございます。

機械設備工事の⑦図書室エアコン室外機の設置場所変更は、施工後の雨漏り防止対策として 太い矢印で表記のとおりPTA室の屋上に当初設置する予定でございましたが、それをPTA 室の脇に変更として配管ルートの延長費用の増額ということでございます。これは屋上に設置 しますと、設置に関して配管の穴をあけたりそういう対応をしなければなりませんので、雨漏 りの防止対策としての変更でございます。

⑧給水管の止水バルブを5カ所追加につきましては、今後の校内給水関係の工事を行う場合に、現在の1カ所だけですと校舎内の全面断水をして対応しなければなりませんので、部分対応の管理ができるように止水バルブの増設を行うものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(我妻弘国君) これより先例により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これで、報告第1号専決処分の報告を終結いたし

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(宮城県市町村職員退職手当組合規 約の変更について)

○議長(我妻弘国君) 日程第5、報告第2号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分は、宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することに伴うものです。組合規約の主な変更内容は、「組合の共同処理する事務の変更」、「組合議会議員の選挙 区の変更」、「退職手当を受ける者に企業長を加える変更」を行うものです。

以上の内容について、「地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項」第3項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) それでは、報告書の7ページをお開きいただきたいと思います。専 決処分書ということで、1月23日付で専決処分を行ってございます。

次に、資料の報告第2号関係資料ということで、別紙をごらんいただきたいと思います。この内容に基づいて説明をいたしたいと思います。

これは、新旧対照表ということで、変更後、変更前ということの記述がございます。

今回の改正でございますが、第3条に第3条の(1)と(2)がございました。それは、変更前ですね。(2)「地方自治意識の高揚を目的とする財団法人の設立に関すること」という記述がございますが、この(2)を削除したものでございます。この(2)といたしまして、これまで財団法人といたしましては宮城県市町村自治福祉協会という組織かございました。この組織が平成22年3月31日に解散されまして、今後ともこのような法人を設立することがないということになりましたので、この(2)を削除するということになります。

続いて第5条、「議員の定数及び選挙の方法」ということで第5条に記述がございました。 この5条については、裏面をごらんいただきたいと思います。別表第2、第5条関係ということで、選挙区第1区から第8区までございました。これまでは合併の関係でこの選挙区ごとに 人員のばらつきがございました。第1区であれば旧市町から1人の議員、第2区であれば4市町から1人の議員、第3区であれば2市町で1人の議員、第4区は7町で1人の議員、以下このような構成になっていまして、各選挙区単位で市町村の数によっての議員数のばらつきがあるということで、これを4市町村単位で1人を選出するというような改正を行おうとするものでございます。

別表第2、第5条関係ということで、新しい表がございます。この記述でちょっと訂正をお願いしたいと思ったんですが、新しい議員数で第1区が1人、第2区が2人となっていますが、これは1人です。第3区3人となっていますが、これも1人ということの訂正をお願いしたいと思います。このように、4市町村単位で1人の議員を選出するということの改正になってございます。

続いて、表面に戻っていただきまして第14条「退職手当を受ける者」ということで、(1)といたしまして組合市町村の長、副市町村長、助役、副管理者及び地方公営企業の管理者、括 弧書きでゴシックで「(企業長を含む)」という記述になってございます。今回この「企業 長」を新しく設置するということでございまして、この構成団体の1つでありますみやぎ県南 中核病院に企業長が設置されたということで、この企業長も対象にするという内容になりますので、この文言を挿入したということの改正でございます。

この主な3点が今回の改正ということになりまして、議会の委任事項に基づいて町長のほうで専決したというような内容でございます。

以上、よろしくお願いします。

〇議長(我妻弘国君) これより先例により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑がないようでございますので、報告第2号専決処分の報告を終結い たします。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長(我妻弘国君) 日程第6、報告第3号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成25年1月14日、船岡東一丁目地内において、着雪及び強風により町 道路肩に設置していた防犯灯が倒れ、民家の駐車場に駐車していた自動車のボンネット等を損 傷させた事故に関し、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものでございま す。

所管課長に対しては、事故を検証し、防犯灯の安全管理に努めるよう指導いたしました。

以上、「地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項」第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 報告第3号について説明いたします。報告書13ページになります。 防犯灯が倒れ、駐車していた自動車を損傷させた損害賠償に関し、和解及び損害賠償の額について、2月4日付の専決処分です。読み上げます。

平成25年1月14日、船岡東一丁目地内において着雪及び強風により防犯灯が倒れ、駐車していた自動車を損傷させた損害賠償に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

和解及び損害賠償の相手方については、処分書をごらんいただきたいと思います。

和解の内容は、町は相手方に損害賠償額15万6,191円を支払うこととし、相手方はその余の 請求を放棄する。

事故の内容ですが、この事故は1月14日降雪の折、着雪と強風で木製の防犯灯が倒れました。駐車中の車のワイパーとボンネットを破損いたしました。柱の根本部、芯の部分なんですが、そこが腐食していたため起こった事故で、町に管理責任があることから車両の原形復旧等の賠償を行うものです。

損害賠償金は相手車両の修繕費及び代車費用となります。全額車両共済で賄われますので、 町予算の執行はありません。

事故を受け、町内全域の防犯灯、自営柱、町で立てた柱ですが約600本ありますが、緊急点 検を行いました。5本の異常を認め、緊急修繕等の対処をしております。

詳細説明です。

〇議長(我妻弘国君) これより先例により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号専決処分の報告を終結いたします。

日程第7 施政方針

○議長(我妻弘国君) 日程第7、施政方針に入ります。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 本日、ここに平成25年柴田町議会第1回定例会が開会され、平成25年度 一般会計予算を初めとする関係諸議案をご審議いただくに当たりまして、私の町政に対する基 本方針と概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上 げます。

初めに、未曽有の被害をもたらした東日本大震災から2年目を迎えようとしております。この間、津波や原発事故から受けた悲しみを乗り越え、復旧・復興に向けたさまざまな取り組みがなされてきました。ここに来て、ようやく新しい市街地整備計画の策定や高台移転、水産加工場や仮設店舗での商店街の再開等の動きもあり、やっと希望の光が差し込んでまいりました。

しかし、被災地の全体を見れば復旧・復興のおくれは否めません。復興をおくらせている最大の要因は、東北地方の経済を支えてきた一次産業への打撃が余りにも大きいために「働く場所がない」「自分に合った仕事が見つからない」といった雇用問題が解決されないことにあります。

避難生活を余儀なくされている方々が、早く住まいを確保し、仕事を見つけ、なれ親しんだ ふるさとで、しかも自分の力で生活が再建できるよう支援するのが、国や地方自治体の責務で あります。千年に一度とも言われる大震災の復興に当たっては、単に震災前の姿にまちを戻す だけにとどまらず、大震災を奇貨として従来の発想を超えた社会のあり方や生き方そのものを 根本的に変える復興としなければなりません。

現在、被災地では最先端技術を導入した農業の展開や民間資本を活用した水産業の振興、エコタウン、スマートシティといった未来都市への挑戦が始まっています。こうした先駆的な取り組みを盛り込んだ東北の復興ビジョンが、日本の再生の先端モデルとして実行されることが期待されています。沿岸部に比べて被害の少なかった柴田町も、被災地の一員として「あの日

を境に世の中の意識も社会も根本から変わった」と言えるよう、率先してその一翼を担ってまいります。

今後、復旧から復興へと本格的にその歩みを進めていくに当たっては、数多くの難局を乗り 越えていかなければなりません。

まず、世界の動きに目を転ずれば、欧米先進国の不況や金融危機の深刻化、後進国からの追い上げによる日本企業の競争力低下が懸念されています。

我が国は今、グローバル経済が拡大する中で、さらなる自由な取引を促進しようという世界の潮流への対応を迫られております。加えて、円高やデフレ不況が長引き、また少子高齢化社会に伴う働く世代の減少や消費不足によって、国としての経済規模の縮小は免れないものとなっております。

さらに、子供や若者の貧困といった格差社会の進展が、社会不安を増幅させています。不 況、少子高齢化、人口減少、財政難、地球環境の保護、災害の多発などを踏まえながら、未来 の潮流を予測した上で政策を立案し、スピード感を持って実行していくのが政治の役割です。

安倍新政権は、日本経済再生に向けた緊急経済対策の中で、これまでの財政再建をベースとした「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと大きく政策を転換する決断をいたしました。また、待ったなしでのTPPへの参加問題や、原子力エネルギーから再生可能エネルギー社会への転換、さらに社会保障と税の一体改革による負担と給付のあり方についての政策の選択と、政治の決断が求められています。

このように、国内外での社会経済状況が大きく変化する中にあって、柴田町も真の豊かさを 手に入れことができる持続可能な社会の実現を目指して、誤りのない政策の選択が求められて おります。

大震災後、幸いにも町の人口がふえ、新たな企業が立地し、財政も少し好転したこともあって、町に勢いが生まれております。しかし、中長期的なスパンで見れば手放しで安心できる状況にはありません。

なぜなら、これまで高齢者1人を現役世代4人で支えていましたが、2050年には高齢者1人を1人の現役世代が支える肩車社会が到来するからでございます。町にとって、人口が減れば税収が減ってまいります。一方で、高齢者がふえれば福祉に係る負担がますますふえてまいります。この二重の苦しみを少しでも改善するためには、経済の成長発展を図り、配分するパイを大きくしていくしか選択する道はございません。将来を見据えた魅力的な町の創造のために、大震災から得た教訓を政策に反映させてまいります。

その教訓の1つは、平穏な社会はいつまでも続くわけではなく、災害時の対応としてきずなの重要性を再認識させられたことです。人と人とのつながりを大切にしたコミュニティを形成していく中で、どんな防御体制より安全安心なまちをつくってまいります。

2つ目は、東北の地に暮らす人たちは、自然の猛威と恐怖の思いを抱きながらも、自然との 共生の中で生きることを望んでいることです。美しい農村風景、自然がもたらす恵みや再生可 能エネルギーを活用したまちづくりを進めてまいります。

3つ目は、安心して働ける場所がなければ、住みなれたまちでの生活再建は困難になるということです。新たな雇用やビジネスチャンスを生み出すために、農業の再構築を図るとともに、地域資源を活用した6次産業の振興や農商工連携による観光まちづくりを進め、経済的な豊かさを追い求めた成長戦略を展開してまいります。

こうした柴田町の発展へのシナリオを進化させる中で、東北の復興や日本の再生に寄与して いきたいと考えております。

平成25年度の政策目標と予算の概要について申し上げます。

平成25年度は、まさに経済の成長発展と真に豊かさを実感できる生活の両立を目指すスタートの年と位置づけました。

まずは、生活環境の充実を図るために、道路、側溝、公園、水害対策など基礎的なインフラ整備を最優先に取り組むとともに、美しい景観づくりや自然との共生に努め、さらに国内外から人、物、金、情報を引き寄せるため、「観光まちづくり」や「食によるまちおこし」に積極的に取り組みます。10年後には、環境健康都市、観光ビジネス都市として認識される柴田町の姿を想定し、政策の選択と予算の配分を行いました。

国が示す平成25年度の地方財政対策では、自治体が自由に使える一般財源総額は前年度比約 2,000億円増の59兆8,000億円となり、平成24年度と同水準が確保されています。

地方交付税は約4,000億円減の17兆1,000億円で、6年ぶりに前年度を下回りました。焦点だった地方公務員給与の削減問題では、給与財源に充てられる地方交付税を減額するとしていますが、その削減額は防災・減災事業や地域の活性化事業等の財源に充てることとしています。また、大震災の財政需要に対応する分は、東日本大震災復興特別会計として整理され、所要額は前年度比16%増の約4兆4,000億円と見込まれています。

宮城県では、一般会計総額1兆5,200億円を予定し、このうち災害関連事業は7,400億円を計上しており、前年度に引き続き大型の予算編成となっています。国、県とも震災復興への財政対応が大きな課題となっており、少なくともあと数年はこの状況が続くものと想定していま

す。

柴田町の当初予算は、大震災からの復旧事業にある程度めどが立ったことから、通常ベースでの編成となりました。前年度に引き続き学校施設等の整備や水害対策、幹線道路、公園整備、市街地整備などの事業を継続するものの、一般会計で対前年度比9.8%減の110億8,755万8,000円となりました。

歳入面では、町税は前年度当初予算と比べ約2,100万円の減額、特に固定資産税は評価がえの影響もあり、対前年度比6,500万円程度の減額となります。普通交付税は、国においては前年度同程度の予算を確保しておりますが、税収の伸びを加味し、前年度比2%減の23億6,000万円を計上し、臨時財政対策債は縮減の方針が示されていますが、前年同額の6億2,000万円としました。

財政調整基金の準備基金については、平成24年度末で9億円規模を確保できる見通しですが、平成25年度予算で2億4,409万8,000円を繰り入れしておりますので、留保規模は約7億円となります。

町債は前年度に学校整備事業、町営住宅建設事業、不二トッコン工場跡地取得等の大型起債があったことから、今年度期首では前年度比約10億円増の125億1,498万7,000円の残額となります。しかし、今年度の償還見込み額が11億4,000万円となりますので、差し引き年度末の地方債残高は8,400万円程度減少すると見込んでおります。

こうした町債残高の増加は、震災復旧や国の経済対策への対応、町総合計画の前倒しに基づくものであり、一時的な増加と捉えております。今後の財政運営に支障を生ずることはありません。このように借金をしておりますが、全体としては借金の額は減っているということです。間違った情報が流されておりますので、議員からよろしくお願いしたいというふうに思っております。

歳出面では、昨年に引き続き医療、福祉、介護等に係る財政需要が伸長しておりますが、高 齢化が進む現状を考えれば、自然増の財政需要は今後とも避けられないものと捉えています。

一方、平成23年度から進めている震災復旧事業は、平成24年度末で七、八割の進捗となり、 今年度でおおむね完結します。

費目別に見てみますと、多くの予算配分を行ったのが民生費です。全体予算の28%、次いで 土木費が15.4%、生活環境の基礎的インフラ整備に重点を置いております。さらに、衛生費が 11.2%、教育費は槻木中学校の改築事業約15億円が終了するため、前年度比で見れば大きな減 額となりますが、それでも9.9%を占めております。医療や介護に係る特別会計への繰出金の 増額、社会保障に係る費用等についても必要額を計上したほか、水道事業会計に対し料金高騰 を抑えるための予算補助を行います。

その結果、5つの特別会計と水道事業会計を合わせた総額は208億9,472万7,000円、対前年度比2.5%の減となっています。今後の中長期的な財政運営については、現在国の進めている経済対策に呼応し、町財政への負担を極力抑えながらも、地域経済の再生に向けて積極的な投資を進めてまいります。

さらに、自治体財政の健全化を確保しながら、暮らしの安定や都市基盤の整備はもとより、 将来に向けた持続的な地域経済の発展にも布石を打つなど、意欲的な自治体経営を心がけてま いります。

次に、主な施策の概要について申し上げます。

1つは、美しい都市空間の整備。そのうちの快適な生活空間をどう整備していくかということでございます。

快適な生活空間の基礎的なインフラである道路整備につきましては、社会資本総合整備事業により、町道富沢16号線の用地取得を行い、整備促進を図ってまいります。また、町道船岡東43号線の歩道整備や町道槻木72号線の舗装工事に着手するとともに、船岡・槻木地区の舗装や側溝劣化が著しい生活道路の改修に取り組みます。

水道事業では、老朽管対策整備を船岡西住町地区、船岡若葉町地区、船岡並松地区、入間田 坂中地区、西船泊地区等において実施し、あわせて施設管理運営に万全を期してまいります。

下水道事業については、船岡大住町地区、船岡新栄地区、上名生新大原地区等の整備を実施 し、老朽管の更新設計に伴う計画策定については、引き続き「下水道長寿命化支援制度」を活 用して実施してまいります。

2つ目は、歩きたくなる街並みの形成でございます。

船岡城址公園は、住民との協働による植栽活動や周辺の環境整備が進み、美しい景観や四季 折々の草花の魅力に誘われて、多くの人が足を運んでおります。

「花のまち柴田」のシンボルとなる(仮称)さくら連絡橋については、地権者の了解をいただき、用地取得も完了しましたので、今後柴田町と東日本旅客鉄道株式会社に施工区分しながら、下部工の橋台や橋脚の整備工事、上部工の桁製作に着手してまいります。

また、一目千本桜の景観形成を図るための白石川堤外地環境整備では、園路や広場などの整備工事に着手し、さくら連絡橋との相乗効果を図ってまいります。

さらに、地域が待ち望む公園として船岡新栄5号公園整備工事と船岡城址公園や船岡駅前緑

地の遊具更新を実施します。また、桜の老木の保護に努めながら、将来に向けた「しばたの桜 100年計画」の策定に着手いたします。

4年目を迎える「しばたのオープンガーデン」は、ガーデニング愛好家のご協力をいただき、特色ある庭園や丹精込めた草花を鑑賞できる花のまちにふさわししい街歩きの機会を提供してまいります。

3点目、環境保全の推進でございます。

昨年4月に開始された容器包装プラスチック類の分別収集、7月に導入された家庭ごみ有料 化により、さらなるごみの減量化と資源リサイクルの推進を図ります。

また、空き家・空き地の現状を把握するため、関係各課で連携を図り、行政区長等の協力をいただきながら、現地調査、分析を行い、適正管理についての指導強化に努めます。

放射能対策につきましては、放射線量の比較的高い保育所、幼稚園、学校、公園等の除染を ほぼ終了いたしましたが、引き続き空間放射線量の測定や学校給食、保育所等の食材等や一般 町民が持ち込む食品、風呂、まきストーブ等を使用した際に発生する灰の放射能濃度の測定を 実施し、的確な情報発信を通じて不安の払拭に努めます。

4点目の農村空間の保全と里山景観の再生でございます。

今後とも、美しい農村空間を保全していくためには、農村集落の自治能力を高め、農村の活力を回復させる必要があります。「農地・水保全管理支援交付金」事業に取り組む12地区に対し、職員を配置し、集落機能の回復と農業農村の持続発展と活性化を推進します。

また、健康志向の高まりもあって、ウオーキングやトレッキングが盛んになっていることから、柴田町をウオーキングのメッカとするために、里山ハイキングコースの案内板や道標を整備するとともに、農家レストランや産地直売所と連携し、農村と都市との交流によるエコツーリズムを推進します。

太陽の村については、再生可能エネルギー等導入補助金を活用し、今年度は太陽光発電設備の設計、平成26年度に施工し、省エネと災害対策を進めます。

新交通システムの推進につきましては、高齢化の進展により移動手段の確保が重要となっている中で、昨年8月に運行開始したデマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO」は、高齢者等の交通弱者の方々に通院や買い物などの日常生活における足として利用され、大変好評でございます。今後、さらに利用者の要望等を踏まえながら利便性を高め、より利用しやすい運行体制となるよう努めてまいります。

2番目、教育・文化・交流都市の創造でございます。

まず、学び合う教育環境の充実ということでございます。

第一に、地域とともにつくる学校づくりを推進いたします。全校で外部評価を行い、学校の 運営改善を図るとともに、地域住民、保護者が学校運営に参画する学校運営協議会の推進も図 ります。

次に、大震災を踏まえ、各学校の防災計画・避難所運営マニュアルの策定や避難訓練等を行う防災主任・主幹教諭を配置し、防災教育の体制づくりに努めます。また、県の学びの支援コーディネーター等配置事業を活用して、学習指導を行う学びの支援員を配置し、児童生徒の学力、学習意欲の向上を図ります。さらに、新教育課程実施に対応する学習指導研修会を開催し、教職員の資質、指導力の向上を図ります。

いじめ、不登校などへの対応としては、全校に自立支援相談員を配置し、問題を抱える児童 生徒を支援するとともに、全校が一斉に「いじめゼロ運動」に取り組み、いじめの未然防止に 努めます。

また、軽度発達障害を持つ児童生徒に対して支援を行う特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。このほか、外国語指導のためのALT(外国語指導助手)、学校図書館司書、スクールソーシャルワーカー、震災等緊急雇用対応事業による事務等補助員をそれぞれ配置し、学校への人的支援の充実を図ります。

中学校の武道必修化に伴う安全対策につきましては、体育教員を対象とした指導研修会を開催し、指導体制の充実を図り、安全管理に努めます。

安全で快適な教育環境の整備として、船迫小学校の大規模改造工事を継続し、新たに槻木中 学校の校庭の整備に着手します。

学校給食センターの整備、運営方法等の方向性については、大河原町・村田町・柴田町での 3町共同学校給食センター整備可能性調査の結果を説明しながら、議会や保護者の意見を伺い、進めてまいります。

青少年の健全育成についてですが、青少年の活動の場としての環境整備や子ども会等の活動 及び育成に努めます。また、3年目を迎える「子どもフェスティバル」の充実を図り、楽しい 遊びやふれあいを通じて、創造性豊かな児童の育成に努めます。

3点目、生涯学習・スポーツ・文化活動の推進でございます。

柴田町が元気なまちと言われるためには、スポーツ活動や文化活動、生涯学習活動が暮らしの中に息づいていることが大切です。

まさに、スポーツ・文化活動の推進は、町の魅力向上と町民が健康で文化的な生活を営む上

でも重要な政策の一つです。日ごろの活動の活発化はもとより、各種スポーツ大会やイベントなどを通じた交流の中から、新たなスポーツ文化や地域文化を創造し、町民一人一人の生きがいの充実に努めていく必要があります。

子供から大人まで、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動にかかわれるよう、体育協会や文化協会と連携しながら、楽しく学ぶ交流拠点としての各生涯学習センターの支援機能を強化し、スポーツ文化創造都市としての魅力の向上に努めてまいります。

さらに、知の拠点となる図書館については、利用者が気軽に足を運べる図書館を目指すとと もに、引き続き本格的な図書館建設に向けて、身の丈に合った図書館の規模について検討を重 ねてまいります。

大きな3点目、安心ネット・地域防災の整備でございます。

まず、健康づくりでございます。

各種保健事業の充実を図り、町民の健康保持・増進と疾病予防を推進します。

新規事業として、権限移譲による「未熟児養育医療給付事業」を本年4月から実施いたします。

また、町民の健康づくり事業への参加促進を図るために、(仮称)しばた健康づくりポイント事業について、平成26年度の事業実施に向け準備を進めてまいります。

次に、地域医療・救急体制の整備についてでございます。

みやぎ県南中核病院では、整備中の腫瘍センターのうち、外来化学療法室を本年4月に、8 月には放射線治療室、平成26年4月には緩和ケア病棟を運用開始する予定でございます。また、救命救急センターはことしの秋に運用開始する予定です。このことにより、本格的ながん治療体制や二次、三次救急医療体制が確保されます。

なお、腫瘍センターの負担金問題については、誤った情報が町民に流布されております。 1 市3町の負担割合については、建設費割合ではなく管理費割合による予算が、みやぎ県南中核 病院企業団議会において議決されておりますことを、議員の皆様から町民にお知らせしていた だき、誤った情報によって町民が混乱することのないよう、よろしくお願いしたいというふう に思っております。

3点目、誰もが安心して暮らせる福祉の推進でございます。

地域における人と人とのつながりが希薄化している中で、孤立死の防止に向け見守りのネットワークを構築してまいります。また、災害見舞金制度を創設し、小規模災害に対応した支援を行います。

さらに、障害のある方への支援については、地域において安心して生活ができるように、基 幹相談支援センターを設置し、相談支援体制や虐待防止体制の強化を図ります。

高齢者の介護予防や生きがいづくりについては、介護ボランティアポイント制度の実施に向けて準備を進めるとともに、住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、地域密着型サービス「小規模多機能型施設」の整備を進めてまいります。

子育て・子育ち支援の充実についてでございます。

子供を安心して産み育てられる家庭を地域全体で支援し、子供が心身ともに健やかに育つための環境整備に取り組みます。

安心できる子育て支援策として、子ども医療費助成について、本年10月から通院に係る助成の対象を中学3年生まで拡大し、通院、入院に係る医療費の軽減を図ります。

子育て支援の拠点施設として、児童館と子育て支援センターを合築する(仮称)船迫こども センターの実施設計を行います。

また、平成26年4月に私立幼稚園運営に移行する柴田児童館については、幼稚園の基準に適合するよう大規模改修工事を行い、開園に向けた環境整備に取り組みます。

地域子育て支援拠点事業の「ひろば型」として、昨年から取り組んだ「ゆるりんひろば」は、乳幼児を持つ親子が気軽に集い、相互交流できる地域の子育て支援拠点として定着してきており、今後も継続いたします。

次に、地域防災力の向上についてでございます。

今後の巨大地震に備えた対策の充実を図るとともに、台風や爆弾低気圧などの自然災害、火災などから住民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、防災対策の充実や雨水・冠水対策の事業に着手します。

防災対策では、共助のかなめである自主防災組織の育成と活動の充実、促進を図るととも に、防災物資の補充を行います。

水害対策については、まず西住地区等の冠水を解消するために、総事業費約65億円をかけて 鷺沼排水路の整備に着手します。

また、槻木地区では槻木四日市場地内用水路へ分水門を設置し、四日市場排水機場への排水誘導を行い、冠水被害の軽減を図ります。

局地的な冠水対策としては、船岡西二丁目、船岡南一丁目、西船迫一丁目、四丁目、槻木生涯学習センター付近等の改修に取り組みます。

有事の際の住民等への情報提供については、全行政区と消防団に配備した防災行政無線や災

害配信メールなど、活用の充実を図ります。

さらに、不二トッコン工場跡地に整備する防災拠点施設、総合体育館でございますが、その 基本計画を策定いたします。

交通安全・防犯対策の推進でございますが、交通安全対策については警察や交通指導隊等と 連携し、事故防止に向けた街頭指導や交通安全施設整備など、各種交通安全対策を行います。

防犯対策では、地域安全の向上を図るため、既存防犯灯のLED化を促進するとともに、警察や防犯実動隊等との連携を強化し、振り込め詐欺防止、自転車盗難防止等の街頭指導を行います。

公共施設の整備についてでございますが、町営住宅につきましては二本杉町営住宅建替事業を継続し、北船岡町営住宅3号棟予定地の既存町営住宅解体工事を行うほか、長寿命化対応と して西船迫町営住宅の外装改修工事を行います。

4点目、地域循環型経済の推進でございます。

観光のまちづくりでございます。

私たちの町の誇れるところといえば、何といっても美しい自然環境や農村風景です。まず船 岡城址公園や太陽の村の桜、里山ハイキングコースなどの地域の魅力をさらに引き出し、観光 地としての知名度を高めます。

さらに、商店会や住民が一緒になりさまざまなイベントの実施や新たな特産品の開発や郷土 料理の提供、おもてなしの心の育成を図ってまいります。

また、好評だった商工会青年部主催の「B級グルメフェスティバル」や「しばた柚子フェア」を支援するほか、秋には「第1回彼岸花まつり」を船岡城址公園で開催する予定です。

「花のまち柴田」のセールスのため、町の人気イメージキャラクター「はなみちゃん」を活用し、積極的な情報発信やプロモーション活動に努め、観光客などによる交流人口の増加を目指すタウンセールスを推進します。

特に、4月には「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が本格化しますので、全国 に向けて積極的なPR活動に努めてまいります。

農商工連携によるものづくりでございます。

地域経済が持続的に発展していくために、農商工連携による地元産の農作物を有効に活用した新たな地場産品の開発から、販路開拓までの6次産業化に取り組みます。

昨年、雨乞の柚子を活用した特産品の商品化に向けた取り組みとして、「第1回しばた柚子 フェア」を開催し、柚子の魅力を知ってもらう機会となりました。 今後、柚子関係の企業・団体と協力し、特産品の確立に取り組みます。

また、引き続き町の特産品である花卉、鉢花とお菓子を組み合わせたブランド商品の販売を 促進します。

地域産業の活性化についてでございます。

美しい農村風景を今後とも守っていくためには、農業や農村が元気でなければなりません。 農ある暮らしを継続できるように、農業の基幹作物である米の受給調整制度については地域間 調整、備蓄米、加工用米を活用し、調整水田や保全管理田など不作付地の解消に努めます。

また、集落ぐるみで話し合いを進める「人・農地プラン」に引き続き取り組み、農地利用集 積円滑化団体であるJAや農業関係機関と連携し、効率的な農地集積を推進するとともに、農 業経営支援アドバイザー事業により経営改善の促進と安定した農業経営を図ります。

さらに、引き続き、より安全安心な米を生産するため、米放射性セシウム吸収抑制事業を実施するとともに、県等と連携し野菜などの放射能検査の強化を図りながら、安全安心な食糧の供給に努めます。

今後の農業振興を図るための基盤整備については、今年度「ほ場整備事業基本計画」を作成 し、各地域の意見を聞きながら、実施可能な地域から基盤整備を推進いたします。

花卉の振興については、フラワーラップ、ラベルのロゴマーク作成費の支援や花卉類新品種 導入事業として取り組んできたトルコギキョウにかわり、新たな販売ツール構築を推進しま す。

畜産振興では、家畜衛生・防疫に努めるとともに、子牛質向上事業・粗飼料生産促進事業を 支援します。

また、地元農産物の消費拡大のため、ビニールハウス施設補助により年間を通じて安定的な野菜栽培を図りながら、柴田町地産地消協議会を核とし、観光物産交流館、太陽の村、産地直売所、インショップを活用します。

さらに、林業振興や地産地消の観点から「森林・林業・木材産業づくり交付金」を活用し、 町有林を(仮称)船迫こどもセンターに使用し、伐採、製材、加工等を全て地元業者で行い、 その課程を記録し、子供たちに「地球に優しい森林や木造建築」を知ってもらう学習に役立て ます。

商業の振興については、商店会が実施する事業や「産業フェスティバル」等の支援を行うと ともに、イベントに合わせた「おもてなし協力店」の発掘を進め、観光客が商店に立ち寄って もらえるような仕組みづくりを進めます。 また、商店街の活性化に向けて、空き店舗の調査、有効活用や新規参入者が開業できるよう、空き店舗を活用した起業家事業を実施します。

工業の振興では、「柴田町企業立地優遇制度」や東日本大震災復興特別区域法に基づく「民間投資促進特区制度」を活用した企業誘致活動を進めます。

労働・雇用対策の充実については、国の緊急経済対策を活用した雇用創出事業に取り組むとともに、「柴田町企業立地優遇制度」、「民間投資促進特区制度」を活用した企業誘致による雇用の創出に取り組みます。また、観光まちづくりの推進により、新たなビジネスチャンスを創出し、雇用機会の拡大を図ってまいります。

住民参加と自治活動の実践についてでございます。

参加と協働、地域コミュニティ活動の推進について申し上げます。

いざというときにすぐに大きな力を発揮するのが、地域のコミュニティです。今後とも、住 民参加と自治活動の実践を通じて地域コミュニティの活性化を図るために、地域計画の策定を 進めてまいります。

この計画の実現のために、新たに「地域づくり補助金制度」を創設して、地域における多様な活動を支援し、地域で支え合える関係を築いていきたいと考えております。

また、柴田町住民投票条例など、まちづくりの主役である住民の意見や提案等が反映される 環境づくりを目指します。

さらに、まちづくり推進センターに地域支援員を配置し、地域づくりの拠点として地域を支援してまいります。

男女共同参画社会と人権啓発の推進につきましては、男女共同参画については、柴田町男女 共同参画推進審議会の意見や視点を広く町政に生かし、男女で築く活力あるまちづくりを推進 します。

人権啓発については、関係機関と連携し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発 を総合的かつ計画的に推進します。

情報の共有と情報化の推進でございます。

参加と協働のまちづくりを実現するためには、情報の共有と相互理解が重要です。広報紙等により、町民の皆様に適時適切な情報提供を行うとともに、内容の充実に努め、読みやすく親しみやすい紙面づくりなど、広報力の向上に努めます。

また、広く住民からの意見・提案を町政に生かすため、町長へのメッセージや住民懇談会等の広報広聴活動の充実にも努めます。

広域行政の推進についてでありますが、仙南地域広域行政事務組合との連携により、消防、 ごみ処理事業など広域的な視点から効果的で効率的な事業運営を図ります。

(仮称) 仙南クリーンセンターにつきましては、平成28年度の完成を目指し、今年度から建設に向けた用地取得、設計等の業務が開始されます。

終わりに、町が町民とともに時代の閉塞感を打破し、明るい未来を切り拓いていくためには、全国から一目置かれる先進自治体に脱皮していくことが必要でございます。

そのためには、地域の自然や歴史、文化を学び、それをまちづくりに生かす政策力の強化を 図っていかなければなりません。「よいまちをつくりたい」という一人一人の思いこそが、魅力的なまちをつくり出す原動力となります。批判だけではまちはよくなりません。

自分たちのまちは自分たちでつくるという気概を持った仲間が集まり、知恵と創意工夫を重ねていく中で、化学反応が起こり、新たな推進エンジンとして起動してこそ魅力あるまちづくりが可能となるのです。

柴田町の魅力を際立たせ、国内外に向けて明確に情報発信していくことが求められています。今年度は、従来にも増して情報の提供と町民の声の反映に努めながら、町民一人一人の力を結集し、将来を見据えた想像力をたくましくして、「花のまち柴田」の名声を高め、ワンランク上の先進自治体をつくっていきたいと思っております。

議員各位のご理解、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(我妻弘国君) お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、当初予算審議の際に総括質疑の中で行います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。

なお、総括質疑については、その要旨を2月20日正午まで、議長に提出されるようお願いいたします。2月22日、総括質疑を行います。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時10分となります。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

日程第5 一般質問

○議長(我妻弘国君) 日程第8、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、1番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

[1番 平間奈緒美君 登壇]

○1番(平間奈緒美君) 1番平間奈緒美です。

地域活性化に向けて「はなみちゃん」のさらなる活用を。

花のまち柴田のイメージキャラクター「はなみちゃん」は、昨年7月7日に誕生して7カ月 が過ぎようとしています。

公式ブログの中で、「花の妖精『はなみちゃん』は桜の妖精と柚子の妖精の間に生まれました。妖精としての力量を試すべく、桜と柚子で有名な宮城県柴田町にやってきました」と始まり、プロフィールでは「誕生日、平成24年7月7日」「体重、柚子1ケース分」「趣味、散歩」「好きな観光地、船岡城址公園」「特技、いつでも笑顔でいられること」などが掲載されています。今ではさまざまなイベントに参加して、柴田町の情報発信の1つとして欠かせない存在となりつつあります。

昨年行われました「2012ゆるキャラグランプリ」では、全国267位(数字の訂正があります。「865体中」です)で、登録からわずかな期間ではありましたが、大健闘したのではないでしょうか。

全国的なゆるキャラブームに乗り、火つけ役である彦根市の「ひこにゃん」を代表に、熊本県の「くまもん」、今治市の「バリィさん」など、知名度の高いキャラクターが地域活性化のために活躍しています。いずれは、「はなみちゃん」も全国的なキャラクターに成長してくれることを強く望んでいます。今後地域活性化の起爆剤となることが期待されているわけですから、せっかく町に誕生した「はなみちゃん」をもっともっと町内外にPRしていくべきではないでしょうか。

そこで、質問いたします。

1) 現在、デマンドタクシーや各種イベントでの活動など、さまざまなところで「はなみちゃん」を見かけるようになりました。今後、キャラクターによるまちおこしや地域振興のため

に、どのような活用をしていくのでしょうか。

- 2) 「花のまち柴田」をPRしていく上で、「はなみちゃん」には頑張ってほしいものです。宮城県のキャラクター「むすび丸」は宮城県観光PR担当係長としてふるさと宮城をPRしています。「はなみちゃん」も大小問わずイベントに出演する、一人で行動できるようにするなど、積極的に活用していくべきではないでしょうか。今後の活動支援や活用方法はいかにしていくのでしょうか。
- 3) 妖精の「はなみちゃん」を特別町民として迎え、誰でもとれる特別住民票の発行を検討してはいかがでしょうか。
- 4) 駅や公共施設などに(仮称)「ウェルカム!はなみちゃん」のオブジェを置いてはどうでしょうか。
- 5) まちおこし、地域おこしをしていく上で、一人一人のおもてなしの気持ちが一つにならないと、長続きしていきません。今まで地域社会に興味が持てなかった若い世代をどう取り込み、参加していただけるか、「はなみちゃん」は一つの起爆剤的な存在であると感じております。今こそ「はなみちゃん」をさらに生かすためのプロジェクトチームを立ち上げるべきではないでしょうか。

よろしくお願いいたします。

〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 地域活性化に向けて、「はなみちゃん」のさらなる活用をということで ございました。

昨年7月にデビューいたしました花のまちイメージキャラクター「はなみちゃん」ですが、 全国的なご当地キャラクターブームの到来と、はなみちゃんのかわいらしい表情や色合いなど によりまして、女性や小学生を中心に大変ご好評をいただいております。

1点目。キャラクターは町の宣伝ばかりではなく、地域のイベントにおいての盛り上げ役や、町民から末永く愛されるキャラクターとしてその活用を図っていかなければなりません。特に「はなみちゃん」の着ぐるみについては、実際に町や各種団体が開催するイベントにおいて既に30回登場し、大いにイベントを盛り上げています。今後も、積極的に着ぐるみの登場場面をふやしてまいります。

また、キャラクターデザインの使用については許可制をとっておりますが、町内の学校等が 教育の目的で使用する場合や、町内の行政区内の団体等が地域の行事で使用する場合について は自由に使用できるように定めており、地区のお祭りのポスターや印刷物にプリントされるなど、活用されています。町として、地域団体からの申し出があれば、より使用しやすいように デザインデータを提供するなど、一層協力してまいります。

観光物産協会の考案するお土産的なグッズや、協会以外が商品化するお菓子や地元企業の製品やパッケージへのデザイン使用についての活用は、商工会を通じて促してまいります。「はなみちゃん」は花のまちのイメージを効果的に宣伝していく素材であるとともに、柴田町の知名度と花のまちブランドの価値を高めていくための道具として活用してまいります。今後とも、議員のアドバイス、よろしくお願いいたします。

2点目。現在、「はなみちゃん」の着ぐるみは柴田町観光物産協会が所有するものです。 「はなみちゃん」のデザインは、ゆるキャラと呼ばれるにふさわしくほぼ2頭身であること や、愛くるしい表情と体型に特徴を持たせたデザインを重視した結果、今の着ぐるみとなりま した。議員がご指摘のとおり、大小問わずイベントに出席したり、一人で行動できるようにす るためには、着ぐるみの個数や着ぐるみに関するスタッフの増強、また着ぐるみ自体の構造を 変えなければなりません。そのための費用として約100万円程度かかりますが、現在のデザインをある程度保持し、機動性を向上させた着ぐるみを町が所有することで、着ぐるみの活用の 幅が広がると考えられますので、今後、製作・購入に向けて取り組んでまいります。

3点目。ご当地キャラクターを有する多くの自治体では、そのキャラクターについて特別住民票を交付しています。本町においても、「はなみちゃん」に特別住民票を交付したいと考えております。4月の桜まつりまでには、町のホームページからダウンロードできるようにするといった形で進めます。

4点目。今のところは、「はなみちゃん」ののぼり旗で観光客などの皆さんに歓迎の意を表したいと考えております。観光戦略プランや4月以降に設置するプロジェクトチームの中で、 検討を加えてまいります。

5点目。議員のご指摘のとおり、町の活性化には若い力が必要です。「はなみちゃん」ができるまで、デザインや愛称の考案、また選考委員会においても仙台大学生を初め、町内で活躍する若者にかかわっていただきました。「はなみちゃん」の着ぐるみを活用した例としては、仙台大学生による「はなみちゃん」デビューイベントや、東日本放送のふるさとCM大賞への参加、10月に商工会青年部が主催したしばたB級グルメフェスティバルがあります。

一方、企業のご協力もいただき、この春には柴田郵便局が「はなみちゃん切手」を5,000セット販売するほか、個人商店等においても商品の包装紙や段ボールトレイへ「はなみちゃん」

をプリントする動きがあり、観光物産協会でもキャラクターグッズの製作・販売を本格化して いくことになっております。

議員のご指摘のとおり、「はなみちゃん」をさらに生かすため、前段で答弁したとおり、4 月以降には仙台大学生・企業・町の若手職員等を中心としたキャラクター活用のプロジェクト チームをつくり、まちづくり政策課に発足させたいと考えております。

まちづくりは、人づくりです。地域活性化と交流人口の増加を目指す観光まちづくりに、若い世代の情熱やアイデアを取り込むよう推進してまいります。以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 平間奈緒美さん、再質問ありますか。許します。
- ○1番(平間奈緒美君) 非常に前向きなご答弁、ありがとうございました。

「はなみちゃん」は7月7日に登場して以来、本当にかわいいキャラクターで、町民の方を 初め、多くの方に愛されているキャラクターだということを非常に実感しております。着ぐる みになったことで「はなみちゃん」の後ろ姿も見れて、非常に皆さんびっくりされている方も いらっしゃいましたし、共感を持てるというところで、非常に大きなまちづくりの一つのアイ テムとして活躍している「はなみちゃん」に、ますます頑張っていただきたいと思います。

まずそういった中で、いろいろな盛り上げてもらっているとか、約7カ月、222日になるんですね、ちょうど数えてみたら、「はなみちゃん」がデビューして。その中で、まず「はなみちゃん」の定義、ゆるキャラという言葉の定義といたしまして、ネーミングの発案者であるみうらじゅん氏が「郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること」「立ち居振る舞いが不安定かつユニーク」「愛すべきゆるさを持ち合わせている」ということがゆるキャラの定義となっております。「はなみちゃん」はまさに、この定義を全てクリアしているのかなと思っております。

その中で、例えば「はなみちゃん」を生かした活動をするということで、お土産グッズや商工会を通じて各種団体協力など、どんどんもっともっと「はなみちゃん」を活用していくということなんですけれども、一番は「はなみちゃん」のこれからのストーリー性を大事にしていかなくてはいけないのかなと思っております。いろいろなことに参加するのはいいんですけれども、「はなみちゃん」が持っているストーリー性、「はなみちゃん」のオフィシャルブログなども町のホームページを見ると解説されておりますけれども、今後「はなみちゃん」はどういったストーリー展開を考えているのか。もしお考えがあるなら、お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **○**まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えいたしたいと思います。

まさに、これから柴田町のイメージキャラクターというか、活用を高める一つの道具というようなところで、物語をつくっていかなければならないだろうというふうに考えております。 そこで、最後に町長が答弁したような形での若手によるアイデアを募集しながら、それを具体的に戦略に結びつけていきたいと考えております。

今のところは、まだ誕生して1歳にも満たないということで周知活動というか、それこそ本 当に町内の町民の皆さんにかわいがっていただく時期かなということで、1年間はそれを育て ていきたいと考えておりました。今後はそれを活用した形で、戦略として生かしていきたいと いうふうに考えております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) まさしく、そのとおりだと思います。まだ1歳にも満たない「はなみちゃん」ですので、本当にまず地域の方に、この柴田町の方に「はなみちゃん」を、例えばこのバッジですね、見ていただいて「はなみちゃんだ」ってわかるようなPR活動を、まず重点的にしていただきたいと思います。

でも、本当にストーリー性というのは大事でして、この「はなみちゃん」のオフィシャルブログの中にも、先ほど通告書にもありました「桜の妖精と柚子の妖精の間に生まれた」と、私も初めて知りました。「普段は花を愛する人のそばにいて、きれいな花が咲くように陰ながらお手伝いをしています。マイブームは、花や緑で癒やされる場所を探すことと、柚子風味の食べ物や飲み物でおなかを満たすこと、すっかり柴田町のことが好きになり、たくさんの人に遊びに来てもらえるように、柴田町の宣伝をしています」と、「初めまして、はなみちゃん」のホームページの中で書いてあります。本当にかわいい「はなみちゃん」ですので、ぜひそういった一番最初に掲げたストーリー性を大事にしていただいて、そのプロジェクトチームの中に生かしていただきたいと思います。

ついでなんですけれども、柴田町のホームページの中に「はなみちゃん」のオフィシャルブログってあるんですけれども、最初の7月7日以降「はなみちゃん」のオフィシャルブログができたときに、「はなみちゃん」の絵を飾ってあって、ページ上トップページが飾られたと思うんですけれども、今では「はなみちゃん」ブログって本当に言葉だけ、ちょっと画面でいうと左端のほうに書いてあるくらいなんですけれども、それをもっと大々的にすることはできないでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

実は、ことし4月にホームページの表紙を今見直しをかけております。花のまち柴田という キャッチフレーズを強調するような形の表紙に、町のホームページをちょっと直したいという ふうに考えていますので、その中にも当然出てくるというふうに、目立つような形で編集は考 えておりました。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) ぜひ、せっかく柴田町のPRキャラクターですので、目立つようにお願いしたいと思います。

今後の「はなみちゃん」を使っての活用方法ということで、いろいろなことが先ほど出されたんですけれども、実際30回ほどのイベントに出演しているということで、本当に「はなみちゃん」が出てくると写真に撮られたりとか、すごい人気者だなと思ってうらやましいんですけれども、その中でやっぱりなかなか一人で歩けないというところが非常に「はなみちゃん」の妖精度を下げているのかなと思うんですけれども、先ほど町長の答弁でこれから個数とか、かかわるスタッフをふやしていくというご答弁がありましたけれども、「はなみちゃん」本体をもうちょっとスリム化するとか、もう少し一人で動けるようにするとか、そういったことは考えていないのでしょうか、伺います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 先ほどの答弁でお話ししましたように、新たな「はなみ ちゃん」を検討したいというように考えておりました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) ぜひ、ある程度一人で動けるような、例えば宮城県のむすび丸は3パターンあります。甲冑を着ているタイプとあとスポーツできるタイプとあと普通のタイプですね。その中で、スポーツできるむすび丸は本当に運動神経がいいなという、スポーツイベントにも参加されていたので、そういった中で「はなみちゃん」ももう少し、ある程度一人で動けるように、ゆるキャラというのは本にも書いていたんですけれどもなかなか一人で、「はなみちゃん」については妖精ですので、できるだけその妖精のコンセプトを大事にしていただきたいと思います。

それと、いろいろな展開がされていく中で、もっともっと「はなみちゃん」を使って町をPRしていく方法はどんなことがあるのかなと、私もいろいろ本を買って調べました。本当に活躍しているゆるキャラはいっぱいあって、例えば愛媛、ことしゆるキャラグランプリで1位になったバリィさんがいるんですけれども、ことし1位になったバリィさんはこういったゆるキ

ャラグランプリの公式ブックがあるんですけれども、その中で写真集もどきの町をPRしています。こういった数ページにわたる町のPRをしています。1位ですので、すばらしいことだと思います。

ちなみに、「はなみちゃん」はこの後ろのほうに載っかっていて、こんなちっちゃい、ここなんですね。本当に小さい中で「はなみちゃん」、います。私はすぐ「はなみちゃん」を見つけることができました。「はなみちゃん」が大好きですから。そういった中で、本当にこれを見ていただくと、これは山口県のPR本部長「ちょるる」。このキャラクターも、群馬県のいいところをどんどんPRしているんですね、こういった本で。あとは、さらに九州、九州の旅キャラなんていうのもあって、町のPRにゆるキャラたちが一生懸命頑張っております。あとこの愛媛ですね、愛媛のレジャー観光ブック、公式ガイドブックにもこの表紙でバリィさんが載っております。さらに、ご当地キャラ全図鑑の中に、宮城県全部のキャラクターじゃなくて、本当に「はなみちゃん」が載っていたんです。びっくりしちゃいました。「はなみちゃん」、隣の「さくらっきー」と一緒だったんですけれども、こういった形で載っていました。宮城県内の中でも、キャラクターの本当に一部としてこの中に載っているというのは、非常にPRする意味でも大きいですし、「はなみちゃん」はかわいいですよね、やっぱり。

その中で、「はなみちゃん」を見ると、どうしても後ろの風景がないんですよ。こういった中で、ゆるキャラたちが一生懸命写真集もどきでやっているんですけれども、後ろにバックがちゃんと観光案内をしているんですね、ゆるキャラが。「はなみちゃん」もぜひ、観光PR大使に町長はぜひ任命していただいて、もっと魅力ある柴田町のいいところを、「はなみちゃん」はバックで結構ですので、その主役、例えば船岡城址公園、太陽の村、もっともっと柴田町はPRするところがいっぱいあります。すてきな町ですので、そういったところでもっと「はなみちゃん」を利用していただきたいなと思うんですけれども、ぜひご検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 参考にさせていただきたいと思います。今後つくる観光パンフレットというか、商工会で出すチラシとか、商工観光課で作成するやつ、あとまちづくり等のパンフレット、そういうようなものもやはり共同の考え方で進めたいと思います。ただ、日程的なところについては今後詰めさせていただきたいと思います。

それから、あと一つの情報として、実は今阿武隈急行の車両にラッピングをして、仙台から 福島までに「はなみちゃんGO」を走らせようかという、県の事業を使いながらPR大使をそ こでしていただこうかなという計画も、具体的に動いております。そういうような形で、とり あえず観光大使ということではないんですが、まずそういうようなつくり方、広め方をしてか ら、いろいろな形に登場していただいてもいいのかなというふうには考えておりました。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) すごくうれしい情報、ありがとうございます。ぜひ、「はなみちゃん」をPR大使として進めていっていただきたいと思います。

あと、ゆるキャラは観光だけじゃなくて、地域の企業とのコラボも結構されていて、先ほど 昨年1位になった今治のバリィさん、今治市というのはタオルの生地で有名なところなんです けれども、バリィさんは今治の刺しゅうタオルというのも企業とコラボレーションしておりま す。さらには、ネピアとの共同開発でバリィさんの写真が載っているティッシュなどもありま す。さらには、いろいろな企業とコラボをしているゆるキャラたちがいるんですけれども、柴 田町の「はなみちゃん」もぜひ、先ほど町長の答弁でも今後計画していくということだったん ですけれども、特に具体的なことがもし今の段階であれば、お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 先ほどの答弁でお話ししましたように、柴田郵便局については桜まつり期間限定のフレーム切手という形で、大河原町と共同の記念切手を5,000セット発売するというような動きがあります。それ以外に、実は地元の花卉業者の方から、当然段ボールのトレイ、これも「はなみちゃん」を表紙にあしらって全国に発送したいというようなところ。あと、本当にきょう連絡を受けたんですが、実は某レンタル会社のほうからレンタルマット、これにも「はなみちゃん」を使いたいと、こういうような形の話が届いております。ですから、こういうような形で知名度が広がっていけば、いろいろと企業なんかもアイデアを出してくるんではないかというふうには考えておりました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 非常にうれしいです。やっぱり町のお土産品を包む包装紙とか、そういったものにもぜひ「はなみちゃん」を印刷してあげていっていただきたいと思います。

次に、住民票です。交付していただけるということだったので、非常にうれしかったんですけれども、やはりただ交付する、ホームページだけでダウンロードできるだけじゃなくて、しっかりと町長、交付式をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **○**まちづくり政策課長(平間忠一君) それについてはやれる方向でというか、桜の期間中に何

かのイベントのときとか、そういうような時間等を調整しながら検討したいと思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) ちなみにしつこいようですが、今治のバリィさん、特別住民票をホームページでダウンロードできました。現地に行かなくても、取れるようになっております。ひこにゃんもありました。あと、石巻のいしぴょんもホームページで、宮城県内ではこのいしぴょんといしぴいというのがホームページでダウンロードできました。ぜひ、その前にやはりきちんとした形で「はなみちゃん」を特別町民として迎えて、こういったホームページ上でダウンロードなどできるとおもしろいのかなと思っております。ぜひお願いしたいと思います。

あと、「ウェルカムはなみちゃん」のオブジェの件だったんですけれども、現在のぼり等であるということだったんですけれども、やはり観光地に行くとそういったゆるキャラたちが一生懸命頑張っていて、観光地では例えばオブジェとか、駅をおりると「ようこそ、我が町へ」みたいな感じでちょっとしたオブジェだったりがあると思うんですけれども、そういったところもやはりいずれは考えていかなくちゃいけない、展開していかなくちゃいけないのかなとあります。

ちなみに松山城の、済みません同姓同名の方がいらっしゃるんですけれども、「加藤嘉明君」「よしあきくん」というゆるキャラがいまして、お城の各構内のところに、切符販売所とかそういったところに1メートルくらいの高さでオブジェがありました。思わず私も写真を撮ってしまったんですけれども、そういったおもてなしの心、駅をおりていただいた方がほっこり和めるようなものというのは、これからの観光を目指していくまちづくりの中では必要だと思うんですね。例えば一緒に写真が撮れたり、そういったことも検討していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今現在、観光戦略プランを進めております。それと、今後まちづくり政策課の中にプロジェクトチームを立ち上げるというようなことの答弁を、先ほどさせていただきました。これからいろいろな形で、公平というか平等的に広げていくためにも、ある程度お互いの組織の中で共通する部分を整合性をとりながら進めていくというところで考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- **〇**1番(平間奈緒美君) わかりました。ぜひこの町に来ていただいた方に、「優しい町だね」

とか「おもしろい町だね」と思っていただけるような戦略を、ぜひ考えていただきたいと思います。

ちなみに、そのプロジェクトチームをまちづくり政策課のほうで立ち上げるということなんですけれども、メンバー的にはどのような感じを考えているのか、お願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) まだ具体的には、何人程度とそういうようなことはありませんけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、実は柴田町において知の拠点ということで仙台大学があるというのはもう既にご承知だと思います。全国から学生の皆さんが来ております。そういう若い知恵を持っている学科の専門性、そういうようなものを活用すべきだろうということと、柴田町においては企業立地が進んでおります。そちらのほうの若手職員の協力をいただければというようなところ、それから当然町の職員、それも若手というようなところで、できれば2年目、3年目くらいの若手職員のアイデアと、こういうような形で約10人前後になるか、その辺は今後の検討なんですが、そういうような形で進めたいと考えておりました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 私もプロジェクトチームということで、若い職員の方にぜひ頑張っていただけるような、そういった場というんですか、本当にまちづくりにおいて、難しいお話はもちろん専門家の皆様がいらっしゃいますので、その中でゆるキャラを使った誰でもが入りやすいまちづくりという意味で、若い人たちの意見を聞いていく上で、特に若手の職員、2年目、3年目自信をつけて、これからの柴田町を担っていく方々にとって非常に大切なことだし、アイデアとかをいろいろな意味で出しやすいのかなと思っております。ぜひ若手職員、特に新人研修とか何かでもそういった本当に特に20代の職員の方に頑張っていただけるようなプロジェクトにしていただきたいと思います。

あと、今回隣町、大河原町で「さくらっきー」が十六茶のCMに出ておりました。それを見た瞬間、私は「やられた」と思っております。そんな中で、さくらっきーはいろいろとイベントもやっております、大きく。2月11日から17日の間、池袋のふるさと宮城でしたか、そこで約1週間大河原キャンペーンを張って、さくらっきーも何か出向いているということでした。非常に大変なにぎわいだったということなんですけれども、先ほどちょっと話があれだったので、各企業との、例えば柴田町の企業である山崎パンさんの協力をもらって何かコラボするとか、そういったことというのは、検討されているのでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実は、山崎製パンさんには直接は打診はまだしておりませんが、担当者内の中ではパンの包装紙に「はなみちゃん」をプリントできないかとか、やはりそうなると企業も利潤だけじゃないんですが、地元貢献というようなところ、そういうようなものをお願いできればなという、単なるまだ淡い考え方ですが。具体的には、まず担当者レベルでの話し合いしか今のところは持っていないというところでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) ぜひ具体化していただけるように、世界の山崎パンですから、お願いいたしたいと思います。

先日なんですけれども、新栄5号公園のワークショップの中で、若いお母さんたちから「『はなみちゃん』を使って、何かオブジェをつくってほしいよね」とか、お母さんたちにも「はなみちゃん」は非常に浸透しております。本当に、町内あちこちで「はなみちゃん」を見かけることで、いろいろなおもしろさというのも出てくるのかなと思います。

例えば今県でやっている「三日月探偵団と政宗の隠し財宝」、こういったものも県でイベントされています。「はなみちゃん」もぜひ、町のあちこちに「はなみちゃん」の看板がありますので、「はなみちゃんを探せ」とか、「はなみちゃんと一緒に我が町発見ツアー」とか、そういったイベントもプロジェクトチームの中で考えていっていただきたいと思います。本当に、考えるといろいろなことが出てきてすごく楽しいことになりますので、ぜひそういったものも検討していただきたいと思います。

時間もあれなので、最後に1つ皆さんに質問いたします。あなたの地元、柴田町ですね、自慢できるものは何でしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) どなたにですか。
- ○1番(平間奈緒美君) どなたがいいかな。じゃあ、町長に。
- 〇議長(我妻弘国君) じゃあ、町長。
- ○町長(滝口 茂君) やっぱり、柴田町に来られたときに、一番最初に言われますことは「美しい町だ」ということが、やっぱり一番の売りではないかと。自然環境、それから農村風景、これが大変すばらしいと言われます。ただ、それはただあるものではなくて、その陰には農業をやっている方が地道に農業を推進していると、そういう先人たちの努力があっての景観ではないかなというふうに思っております。ただ景観はそのままにしてはいけませんので、今そういった意味でまずは美しくする、きれいにするということで、船岡城址公園もそうですし、新

栄5号公園もそうですし、太陽の村もそうですし、そういった意味で各地区で今少しずつ美しい環境をつくろうと、そういう動きが出てきているんではないかなというふうに思っております。そういう美しい環境をつくることによって、今健康ブームでもありますので、ウオーキングのメッカというようなところに発展できるんではないかなと。物語がつくれるんではないかなというふうに思っております。一番の魅力は、やっぱり先人が残してくれた美しい自然環境、農村景観というふうに考えております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 多分そういうお答えが来るのかなと思って、期待しておりました。やはり、地域の魅力を伝える力というのは非常に必要だと思います。もちろん、皆さん初め私たちもそうですが、一人一人の町民の皆さんがこの柴田町を一言で何かあらわせるような言葉というのが、これからの大きな課題、一番難しい課題なのかなと私も思っております。そのための、ゆるキャラというのが大きなアイテムの一つになっておりますので、ぜひ「はなみちゃん」を今後とも長い目でゆるく愛していただきたいなと思います。

ちなみにこのピンバッジをいただいたときに、私は即、袋からあけてつけました。皆さんつけていらっしゃると思うんですけれども、職員の方初め議員もPRしていく意味でも、やはりこういったものは皆さんつけて、町民の方が来庁した際に「はなみちゃん」をPRしていくのは必要なのかなと思っております。つけていない方、いらっしゃらないですよね、まさか。ぜひ、こういった本当に小さなことから町のそういった観光のPRというのはできていくと思います。大きなお金をかけるのだけではなく、小さなことから本当に一つずつ一つずつしていくことが、柴田町のさらなる発展、まちづくりをしていく上でもハードルをいきなり上げるんじゃなくて、本当にゆるい「はなみちゃん」キャラクターを使って、「はなみちゃん」を初めからこうしていくと、もっともっと町が発展していくと思います。ぜひ、私もそのプロジェクトチームには入りたいんですけれども、何か年齢制限があるようですので、入れないということなので、ぜひイベントがあるごとに「はなみちゃん」を応援していきたいと思います。

きょうは、本当にありがとうございました。以上で終わります。

○議長(我妻弘国君) これにて1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時です。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番舟山彰君、直ちに質問席において質問してください。

[12番 舟山 彰君 登壇]

〇12番(舟山 彰君) 12番舟山彰です。

通学路の安全確保を改めて問う。

- 1) 並松町営住宅向かいのラーメン店の脇からヨークベニマル方面に通っている町道は、狭く危険である。住民から「車の通行量がふえ、孫が学校の帰り車をよけようとして用水路に落ちそうになった」と言われた。学校や町は、この危険な状況を把握しているか。
- 2) 七作の用水路にようやくふたがされたが、これも住民から「子供たちの安全確保」という要望を私が何度も言って実現したものである。町内で並松や七作のような危険な状況にある通学路について、何カ所か具体的に挙げてほしい。
- 3) 去年、京都府亀岡市で小学生が犠牲になった事故があり、文部科学省は「通学路の安全確保」についての調査を通達した。このことについては以前質問したが、時折、最初に述べたように親や祖父母の方々から子供たちの通学路の危険性について訴えられる。学校は、子供たちの通学の状況をよく聞いているのか。町もその状況の把握にどのくらい努めているのか。
- 4) 何度も通学路の危険性について訴えられ、実際子供たちが危険な目に遭っているのであれば、やはり危険と思われる場所については登下校時の交通規制等について速やかに警察に強く要求すべきではないか。
- 5) 通学路は住民の生活道路にもなっている。社会資本総合整備計画のような国の制度を活用して、その整備を図れる手段はないのか。以上です。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 舟山彰議員の5項目ございました。

まず1点目。ご質問の道路は、ご指摘のとおり道幅が狭く、児童の安全確保が難しいことから、通学路としていません。

並松地区からの通学路は、ご質問の道路の北側になる信号機のある交差点を渡る県道角田柴田線のルートとしています。通学のときに近道する児童がいるようであれば、再度学校に児童生徒への指導を指示いたします。

2点目。本年5月30日付文部科学省通知による調査を、学校の届け出件数54件について、8 月9日に、大河原警察署、道路管理者、交通安全対策担当課、学校、スクールガード、教育委員会の関係者にて緊急合同点検を実施いたしました。

緊急合同点検の結果、最優先対応箇所は3カ所と捉え、安全対策の措置を行いました。

1つは町道富沢16号線で、通学する児童生徒の安全を確保するため、路線上の交差点8カ所に十字の「交差点表示」と、道路幅員が狭くなるところに狭いことを知らせる「ソリッドシート」の表示を2カ所に行いました。

残る2つは、国道4号バイパスの地下道で、船迫1号地下道、カラオケ店付近ですが、ここと船迫2号地下道、船迫生涯学習センター付近の2カ所です。この地下道を自転車に乗車し、スピードを出して通行する者がいて非常に危険な状況でしたので、通学路でもあることから大河原警察署と協議の上、自転車の乗車通行を禁止するとともに、地下道出入り口に路面表示とラバーポールを設置して、通路を分離する安全対策をとりました。あわせて、学校でも地下道の安全通行の指導を行いました。

3点目。毎年4月の新学期の始まりに、保護者の皆様に通学時の注意事項と児童の通学ルートを確認いただくために、通学路図を配布しています。あわせて、通学ルートを確認していただいたときに保護者が危険と思われる物事について記入提出していただく通学路経路調査票も配布しています。このように、学校は保護者からの意見聞き取りの方法をとりまして、児童一人一人の状況を把握しています。その中で、交通安全対策や道路整備対策に関することについては、学校から町に報告を受け、関係機関との協議の上対応しています。

4点目。3点目でもお答えしましたとおり、毎年の通学路調査において交通規制等が必要であると判断した場合は、これまでと同様に大河原警察署を経由して、県公安委員会に強く要望してまいります。

5点目。現在、船岡43号線道路改修工事として、平成23年度から単独事業で歩道整備を実施しております。これは舟山彰議員、平間奈緒美議員、両議員から申し入れがありました。当該道路は幅員も狭い上、交通量も比較的あり、歩行者の安全を確保するため都市下水路にふたがけを行い、歩道として利用できるよう進めております。ご質問の歩道整備を社会資本総合整備事業として整備できないかについては、対象事業は道路の新設や改築、または修繕に関する事業でございます。これらの採択基準は道路構造令に合致した、歩道を含め8メートル以上の道路幅員を確保する必要がございます。町内の生活道路の多くは4メートルから6メートルの幅員でありますので、当面は側溝整備によりふたがけを行い、歩行空間の確保に努めてまいりま

す。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 舟山彰君、再質問ありますか。許します。
- ○12番(舟山 彰君) 1)の点、あの道路は通学路ではないと。それから、どうしても近道する生徒については指導するという答弁だったんですが、それでは町としてはあの道路はどうなんですか。農道、それともこの前の全協なんかで町道の規格なんかについてお聞きしたとき、小型道路というような、つまりあの道路の幅などからすると町としてはどういう位置づけをしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 町道には1級町道、あるいは2級町道、その他の道路という ことになります。あそこは、幅員が広くて4メートルくらいですかね、両サイドに家があって。あと、もうちょっと進みますと田んぼがあって、有効幅員が3メートル200ミリくらいだ と思うんですけれども、1級・2級でなくてその他の道路という位置づけで管理をしております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 逆にヨークベニマルのほうにある、新しい住宅が何軒かある、あちらのほうは幅広いんですよね。そのちっちゃな団地というんじゃないですけれども、それがなくなって極端に狭くなる、あそこはどういうあれですか。幅広いところも町道なんでしょうか。それとも、私道ということはないと思うんですけれども。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) あそこは、まず広くなっているところ、あれは船岡南土地区画整理事業で確保した道路であります。最終的には並松地区も実は区画整理をしようということで、線形的には当然つながってくる路線ということで、その後なかなか保留地処分船岡南でもたしか47区画残って、大変苦労した経緯がありました。そんな中で、区画整理が今立ちどまっているといいますか、そういう状況であそこの道路敷が残っているということで、ご理解をお願いしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 私の今回の質問が通学路ということで、先ほどのような答弁になりましたけれども、あの道路そのものも例えば登下校とか関係なく、小さい子供とか高齢者の方、周辺の住民の方が通るということを考えると、あそこはこの私に言った住民の方も完全にここは通行どめというか、侵入禁止にしたほうがいいんじゃないかという、そしてリハビリパークの

ところにある信号のところをやっぱり車は行ってもらったほうがいいというようなことがある んですけれども、ちょっと町としてその辺どうお考えか、ちょっとお聞きしたいんですけれど も。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 町道でありますから、車道でありますからフリーに通ってもらうのはいいかと思うんですけれども、ただやっぱりそういう時間帯、あるいは車が通ってということであれば、やっぱり一方通行、あるいは時間帯通行、あるいは通行どめ等々、公安委員会のほうと協議をして制限をかけないと、道路管理者だから「ただ狭いから」というわけにはいきません。そういう意味では、かけて最終的には通行どめ、あるいは一方通行にしていいのかどうか。やっぱり地域の方々にもある程度了解をもらわないと、公安委員会のほうには申請できないということになろうかと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 最初のところだと、あそこは町道何号線ってなるんでしょうかね。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁どうぞ。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 船岡32号線です。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 例えば船岡32号線ということで、片方だけでも側溝を整備するというような考えはないでしょうか。あとその場合、例えば幾らくらいかかりそうだというのを、よく(2)に七作の東43号線が300メートルで100メートルごと1,000万円というように前お聞きしたことがありますけれども、もしもこの船岡32号を片方だけでも側溝整備するとすると、幾らくらいになるかというのをある程度ちょっと、わかるんであれば。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 具体的には積算しておりません。延長にして大体500メートルくらいはわかるんですけれども、ただ船岡南で区画整理したところは広がっておりますから、縁石とか何か入れれば歩道としてある程度確保できるんではないかと思いますけれども、残りの250メートルについては片側というと4メートルしかないですから、そこに歩道も何も実際つくれませんよね。通常2.75メートル、極端に言えば3メートル近く車道がありますから、ほとんど歩道というとまさしく家ですか、あそこに数軒たしか並んでいると思うんですけれども、そこを買収してブロック等を補修して、もしかしたら家屋まで郊外移転になるかどうかは知りませんけれども、そういうことであれば当然用地買収もかかってきますし、かなりの

事業費がかかるんでないかと、このように見込まれます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) この(1)で挙げたラーメン店の後ろの排水問題のことを、ちょっと私前に決算委員会か何かで取り上げたことがあるんですが、その後ろの住民の方に言われたのはこの道路が少し傾いていると言ったんですかね、何か道路を横切っている用水路が水がうまく流れないのは、道路が傾斜しているか何かだというようなことを言うんですよね。この通学路の安全問題からちょっとあれなんですけれども、ちょっと町はその辺、そういう話とか聞いたことはあるでしょうかね。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 横断管渠等については、実際は苦情等はたしかなかったと思います。ただ、前に舟山議員から言われて、ちょっと現場を確認しました。当然ラーメン店の後ろが流れてくる水路で、通常の田んぼの用水か排水かということで、下流のほうが実際は田んぼの排水なんですよね。そういう意味では、畦畔の春なんかやるんでしょうけれども、江払いですか。それをきちっとやれば、上の水はのんでくるんだろうという思いがしています。その内容については、あと土地改良のほうと連絡をということできたと思います。

ですから、道路が曲がったり何なりすれば、ブロック等あるいは家屋等も影響が出てくるんだろうと思います。並松地区は、意外と地盤が余りよろしくありませんから、そういう意味では経年の沈下みたいなのは多少は生じているかもしれませんけれども、交通には全然問題なく通行しているということで考えております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) じゃあ(2)の点で、答弁で新学期などに保護者などから通学路について記入してもらうとかで優先箇所ということで3カ所について対策等ご説明ありましたけれども、その3カ所等を含めてこれまで保護者とか学校から強くここが危険だという要望が町にあったと理解してよろしいんでしょうか。
- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 強く要望といいますか、結果、通学路それぞれに今ご説明申し上げましたように、年度当初に新入児童の通学路ということで調査したときにご意見をいただくという方法であります。具体的にそれを強く要望という形があったということではないんですね。そういうお話をいただいて、現場を確認しまして、例えば「横断歩道はあるんですけれども、ここは信号機をつけてほしいな」とか、あと「一時停止の規制はもう既にあるところな」

んですけれども、通行する車両が一時停止をしませんので、危ないと思います」というような、そういうお話ですので、それを先ほど町長の答弁にもありましたように警察のほうを通じまして、取り締まりをしていただくという対応をとっているところでございます。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) この保護者等から記入してもらうというのでは、この(1)の並松の点というのは、例えば私にお話しされたのは周辺のおじいちゃんだったんですが、実際こういう記入された例というのはありますかね、並松の件で。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 済みません、今のご質問いただいている点につきましては、通 学路としてなっておりませんので、通学路の安全の中での報告というものには入っておらない ということになります。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) あと、その優先の3カ所についての対策というのをお聞きしましたけれ ども、それで十分だというふうに考えているんでしょうか、応急策ということはないんでしょ うけれども。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) これら3カ所につきましては、町長が答弁いたしましたとおり 国の緊急の合同調査ということの要請に基づいて再度調整をしたときに、やはり事故防止のた めに1つは町道富沢16号線の十字路、交差点のところに十字路マークを設置する、あとは狭く なるところの「ソリッドシート」を設置する、バイパスの地下道の通学路でやはり分離通行す ることで安全対策をするということで、対応をさせていただいたということでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 例えばこの3つの場所、そういう危険率が高いというようなことでは、 例えば今後またこういう対策を考えるということで、保護者への周知というのはどのように、 例えばそういう場合はされるんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 今のご質問を、通学路を安全に通学するのに当たって、保護者の皆さんが通学路を確認していただいたときに、ご意見等を受けたものに対しての対応の答えということであれば、やはり今答弁でもありましたように、「そういう設置をしました」ということとあわせまして子供たちに学校で安全な通行、通学の交通安全についての指導をすると

ともに、学校だより等で保護者のほうにもそういう改修した点につきましては、お知らせをしているという形をとっているところです。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) この保護者等に毎年記入してもらうとか、文部科学省からそういう通達があって調査して、こういう3カ所なんかは特に優先ということでありますけれども、例えばこういう場所について町のほかの事業でもよく年次計画で整備していきますってありますけれども、こういう状況が変化したというか、より状況をつかんだという場合に、例えば計画の中での優先度を高めるということも考えられるんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) やはり、前にも答弁の中にあったかと思うんですけれども、町の中の道路整備とか、あと道路が整備されますと通勤とかそういうルートがやはり変わってきますよね。そういう変わってきた場合に、交通量が多くなるとか、そういう車両の状況によって規制が必要であるところが出れば、やはり安全確保の上からは関係機関に協議をして、要請をしていくという形になるものと考えています。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 新学期のときに、保護者の方に記入してもらうというんですけれども、そうするとそれをもとに学校が状況を把握して、町は学校から報告を受けるという形になるわけですね。私が今回(3)でこういうことを挙げたというのは、やっぱり去年質問したときも町でいえば教育委員会の事務局のほうは、「学校からこういうふうに報告をちゃんと受けて、大丈夫ですよ」と答弁があったけれども、その後にやっぱり並松の場合は通学路でないということでしたけれども、ほかの地区でもやっぱり「議員さん、実はおら家の孫、こういうことで危なかったんだ」とかって、何回か聞くわけですよね。そうしたら、私からすると文部科学省の通達について質問して、課長とかは「大丈夫でした」とかって言われても、実際おじいちゃんやおばあちゃんからいろいろ苦情というか要望を受けますと、何か改めて聞きたくなったわけなんですよね。そういう意味で、学校とか町というのはどうやって通学路の状況についてつかんでいるのかと。

私がここでお聞きしたいのは、学校で調べたその報告が町に来ると言われましたけれども、 場合によっては町が直接保護者にも聞く場合とか、そういうのがないのかなという気がするん ですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。

- ○教育総務課長(笠松洋二君) 情報は、町民の皆さんと共有することが大事だと思うんですが、やはり学校の通学路というふうに考えれば、保護者の皆さんからのご意見ご要望をまとめまして、それに対応するという考え方、今のご質問の中で町が今度町から保護者のほうに問いかけるという形も必要なんじゃないかというご質問というふうに捉えましたんですが、これも先ほど申し上げましたとおり、通学路の保守についてご自分のお子さんたちが通うところのそういう危険箇所と思われるところについてのご意見をいただくというのが調査票ということで、お聞きしているという形をとっているものでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 例えば、保護者の方が学校から渡されたものに「自分のところの子供の通学路は、こういう点が危ない」とか何とか記入して、また幅を広げてほしいとか、交通規制をしてほしいという要望を出したとして、それがどうなったかというのはあくまでも学校から、学校としては「町に報告しましたよ。要望もしましたよ」という、実際ただ「長くかかります」とか、保護者に対して逆にこういう結果になりましたとかというそういう報告というんでしょうかね、それはされているんでしょうかね。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) やはり、今ご質問にありましたように、ご意見をいただいたことについての結果につきましてはお知らせをしてきているということでございます。例えば例としましては、保護者の皆様からご要望というものが出てきても、先ほどもちょっと申し上げましたんですが、例えば車の交通量が多くてスピードを出しているというんで、そこが通学路なものですから「心配なんだ」というご質問といいますかご要望なんですね。でも、今そこの箇所を確認しますと、30キロの速度規制をもうしてあるところなんですね。一時停止をしないで通行する車両があるから危ないというところのご質問、ご要望があったところを確認すれば、一時停止の規制はもうしていると、従来から。そういう意味では、もう既にこれまでの間でそういう通学路を確認して、道路管理者、または交通安全対策等の町の関係各課と協議をして、そういう対処をしてきていると。でありますけれども、やっぱりドライバーのルールの無視とか、マナーの低下とか、そういうものはやはり交通違反行為の取り締まりの強化ということで、警察署のほうにも合同で対応していただくことを要請していかなければならないのかなというふうに考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) (4)については、「警察に強く要求してまいります」という答弁だっ

たんですが、町内の通学路に関して町が警察を通じて、公安委員会になりますけれども、どういうところについてどのような要求をしているという、少し例を挙げてもらいたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) ちょっと私のデータは、調べておったのがちょっと古くて、また新しいのがあれば補足いただければと思うんですけれども、平成19年での話なんですけれども、新栄通線の速度規制ということで、あそこは60キロメートルですね。通常の町道は規制がなければ60キロメートルというのがあります。それを40キロメートルに、交通規制をかけさせていただきました。横断歩道、一時停止もあわせて設置をしたということがあります。また、船岡東43号線の車両通行禁止規制もあわせてやっているということで、やはり先ほど申し上げましたこれまでもそういう現状に即した交通規制が必要な場合は、町としては警察を通して公安委員会のほうで対応を要請して、結果このように措置をしていただいているということでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) たしか平成25年度の予算書案の中に、後で質問してもよろしいんですが、危険マップというか交通安全マップ作成、保険料がどうとかというのがちょっとあったんですよね。ちょっとあいまいなことで申しわけないですけれども、私が聞きたかったのは例えばこの通学路に関して、町としても例えば過去に交通事故がどのくらいあった、それから(1)の並松のような接触事故とまではいかないけれども、こういう危険なことがあったとか、そういう通学路ごとの危険度といいましょうか、逆に対策を急がないというそういう資料というのはあるんでしょうかね。
- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実際的には、学校のほうに交通指導隊の皆さんが講師となって、自分たちが毎朝立っている交通路での危険の経験とかそういうようなものを説明して、交通安全の啓発に努めているというような形で、今のところ対応しているということです。

それと、交通安全というかマップについては、通学路については学区単位を対象にその計画、どこが危険なんだというようなものを子供たちに見せるような形の資料づくりを、各小学校単位で実施させていただいているということです。

〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- O12番(舟山 彰君) 今の子供たちに見せるというのは、あれですか。保護者のほうにもお宅 の子供さん、お孫さんが通る状況がどうだという、そういうのを見せているんでしょうかね。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 当然、保護者の皆さんにも参加していただきながら、それらを作成しているというようなことで、当然でき上がりましたら学校を通じて各保護者の皆さんにも、わかるような形でお知らせをするというふうになっております。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 例えばそういうことで、うちの学校の通学路の状況はこうだというような、それを保護者とか子供に示すとして、逆に町として例えば「警察にこの道路については、こういう対策を要望しています」というようなところまで周知しているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実際的には、当然警察の署員の方もそのマップづくりには参加していただきますので、その辺の情報共有というような形で一緒になっておりますので、改めて町からのというような形ではありませんが、当然その辺は認識されているものだと理解しております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) テレビで利府町、高校があるところなんですけれども、歩道を走る自転車対策ということで、「こっちだけ一方通行を、自転車もしてください」というように、今試しにやっているというような状況だったんですけれども、例えば町内の小学校、中学校、柴田高校もありますからなんですけれども、柴田町の中でもそういう通学路についての言うなれば交通規制、今特に自転車の事故も多いということなんですけれども、ああいう利府町のようなことを考えるということがあるのかどうか、ちょっとまずお聞きしたいと思いますけれども。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 先日、大河原警察署の交通課と話し合いをしました。現実的には、仙南では利府のような形での交通規制をするところはないというようなことで、まず柴田町においては規制されるエリアは、警察としては考えていないというような答えをいただいておりました。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 最近町内で、自転車利用者に交通指導というんですか、そういう方ということで町内の十字路、交差点なんかに立っている方、前もちょっとお聞きしましたけれど

- も、あれはですから町の依頼じゃなくて警察のほうなんでしょうかね。ちょっと、その点もう 一回。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。
 - 実は、県の事業で緊急雇用の資金を活用しましたところで、特に宮城県は自転車事故が多い というようなことで、1年限定というようなことで開始した経緯があります。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。
- ○12番(舟山 彰君) 実は、町民の方から「あの人たちはどういう人たちなんだ」ってちょっと聞かれたわけですよね。逆に言うと、あの人たちに学生というか、場合によっては大人でも信号の曲がり方、自転車のそういう注意を受けるときに、「あなたたちどういう人なんですか」という、「警察の人なんですか、警察から委託を受けた人なんですか」というようなことがありますので、今のような件をやはり広報しばたでも周知すべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) この制度自体、継続するかどうかちょっとまだ確認はしておりませんが、3月でとりあえずは緊急雇用の兼ね合いもありますので、まず1回は区切られるんだろうということで、継続する場合はそのような形で周知に努めたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) (5) についてなんですが、答弁はいわゆる社会資本総合整備計画で例 えば対処がどうとかというようなご説明がありましたけれども、ほかの国とか県の制度を利用 して、例えば道路の整備というのがまとめてできるものがないのかという趣旨で私は質問した んで、その点いかがでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 社会資本といいますとパッケージという形になろうかと思う んですけれども、最終的にはやっぱり車道とそれから歩道付近を確保しなきゃいけないんだろうと、こう思っております。昔は交通安全施設等整備事業ということで、2.75メートルの2車線ですから、5.5メートルですよね。そして、当時は人1人分75センチメートルあれば何とか歩道として事業を進めた経緯があります。今で言うと仙台大学から柴田大橋ですか、両サイド、あれくらいが何とか2車線とって何とか残った分を歩道と。

今は、人が2人、そして車椅子の方とか自転車とか、そういうものをしますと最低でも大体

5メートル500、標準であればですね。最低でも2メートル以上やっぱり必要なんだろうと、こう思います。そういう意味では、路線とすればなかなか出てこないといいますか、整備ができないのが現状だろうと思います。そういう意味では単費として、舟山議員、そして平間議員から要望がありました船岡43号線、社会資本にはのせられませんけれども、単費として年次計画で整備をしているというのが現状であります。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 今、東43号線について出て、今3分の1が済んで、あと残り3分の1、3分の1ですか。あれについて前質問したときに、前の担当課長が「結構いろいろ重みがあるから、そんなに技術的に簡単なものでもない」というような、私答弁聞いたことがあるんですよね。ところが予算がついたからじゃないけれども、あっという間に3分の1完成して、申しわけないんですけれども、あのときの課長の答弁がどうだったのかなという、例えばほかにも同じような、ああいうふうに用水路にふたをして道を広げてほしいというところが例えばあったとして、何か前の担当課長のときの答弁が「あそこにふたするのに、意外と重さがかかるからだめだった」というような答弁があったんで、それが予算がついた途端3分の1あっという間にできたという言い方は悪いんですが。申しわけないです、あそこは何も特に問題はなかったんですか、ああいうふたをすることの技術的な。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 当時の担当課長は、私よりかなり精密に考えたんだろうと思います。意外とそういう意味では私は大ざっぱなんですけれども。排水路ありますよね。あれがプレキャストってコンクリートの製品、工場でつくったやつをただ置いて並べていくんですけれども、肉が厚くてあの上にふたをかけると、当然アウトなんですよ。ですからげたを履かせるように、その脇にコンクリートをつくって、そして小型のげたを履かせたようなやつを上に載せているんです。ですから、物自体をつくるのにはちょっと時間がかかりますけれども、施工性といいますかそんなに難しい工事でなくて、ただペタペタペタとこう並べていって、こう縁石を並べていって、そして反対側に、U字溝ですか、ちょっと広げてという形で、あとは舗装するだけという形になりました。

ですからそういう意味では、当時とすればやっぱり上を考えると、ちょっと構造的にという考えがあったのではないかと思います。今継続で進めております。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 先ほども国とか県のほかの制度が、利用できるものがないのかなとお聞

きしましたけれども、逆に言えばこういう時代というか、特に通学路についてしょっちゅう事 故があるということで、文部科学省もこのくらいいろいろな通達を出す時代なんで、通学路の 整備について重点的に補助してもらえる制度を逆につくってくれというほうに、言うべきじゃ ないかなと私は思うんですけれども、その辺はどう思われますでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 当時の交通安全施設等整備事業の内容もお話ししました。今でもそういう事業があります。ただ、基本的には道路構造令でやっぱりいきます。全国面一でいきます。両サイドの車道が必要だ、あるいは片側でも2メートル以上の歩道が必要だということで、当時とすればそういう形で何とか直してきた経緯があります。

白内議員の一般質問にもあったんですけれども、2月5日に子ども議会がありました、船岡 小学校6年生ですかね。その中で、バリアフリーの考え方を今勉強しているんだそうですけれ ども、6年生が一般質問の中で「心のバリアフリー」という表現がありました。まさしくやっぱり、体の不自由な方、子供が通っている、危ない、やっぱり立ちどまる、車も同じですね。前に人がいる、やっぱりブレーキをかけるとか、ハード的な面ばっかりじゃなくて、ソフト面といいますか心のバリアフリーといいますか、そういうものも町民の方にも広げていくといいますか、そういうものも必要なのではないかなと思いました。社会資本で適用できるものは、なるべくそういう形で補助事業の中で採択をしてきますが、やっぱりソフト面も、そのほうがかえって長続きする交通安全ではないかと、子ども議会を通じて一つ勉強になったなと、このように思います。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 子ども議会のことは新聞にも載っていたようですが、直接子供たちの意見とか考え方が聞けるというんでしょうかね。そういう意味では、新学期にアンケートみたいなものをとるというのは、つまり保護者に書いてもらう。つまり保護者の方からすると、自分のところの子供さんとかお孫さんに「どこ、危ないところがあるんだ」とか、「どういうことがあったんだ」とかって聞いて、改めて聞くとは思うんですが、何かやっぱりああいうように直接子供たちから聞くという場が私はあってもいいというか、逆に新学期に書いてもらうやつに子供というか児童、生徒に直接記入してもらうという欄を設けてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、今はそれはしていない。することもないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。

- ○教育総務課長(笠松洋二君) 通学路の記入のための資料ということで、直接子供さんの意見、子供の意見を書く欄というものではそれはつけておりませんが、それは家庭の意見ということで報告をいただくということですから、当然家庭の中では親御さんが子供さんと巡回するわけですから、その中で子供たちとの話の中でまとめてのご要望、ご意見だというふうに受けておるところでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 例えば、子供さんが親とかに聞かれて、ちょっと車をよけようとして用水路に落ちそうになったとか、それも危険だということではっきり保護者に言えば、その状況がこれで把握できるんでしょうけれども、子供の中にはそこまで言わなくてもいいのかなとかという、そういう場合もあり得るんじゃないかと思うんですよね。だから、私のほうにこういうふうに、おじいちゃんからでしたけれども、うちの孫が危なかったとかという、そういう状況が全部ここに記入されてきていないというような気がするんですけれどもね。そういう意味では、私はやっぱり本人からも書いてもらうようにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、もう一度その点。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) やっぱり、子供の学年にもよるかと思うんですけれどもね。そういうこともありますから、今後保護者のほうに調査でお願いする場合は、子供の意見も特に詳しく聞いていただいて、それを加筆していただくようにお願いをしてお話ししたいと思います。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 最後に、先ほど午前中に町長の施政方針があって、こういった安全対策 とか水害対策もいろいろ進めるというふうにお聞きしましたけれども、私としては町民の安全 を重視したこういった政策を、少しでもスピードアップしてほしいと要望して、質問を終わり たいと思います。以上です。
- O議長(我妻弘国君) これにて12番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時55分になります。

午後1時43分 休 憩

午後1時55分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番森淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

[10番 森 淑子君 登壇]

O10番(森 淑子君) 10番森淑子です。大綱2問、質問いたします。

大綱1、就学前の子育て支援について。

子ども・子育て関連3法の成立により、市町村子ども子育て支援事業計画や子ども子育て会議が設置されることになります。

地域における教育、保育、子育て支援に関する必要量を把握し、それに対し計画的に子育て 支援サービスを提供していくことになります。本格的な実施は平成27年度になるようですが、 町はしっかりと保護者の要望を把握し、分析するべきです。

これまでの柴田町の子育で支援について何度か質問をしてきた結果、ファミリーサポートセンターの設置、家庭児童相談員の配置、NPOによる子育で広場の運営、子育でガイドブックの発行等が実施されました。ことしの10月からは、中学生までの医療費を無料にしたいとの議会答弁があり、少しずつではありますが子ども子育で支援の充実が図られてきました。

しかし、若いお母さん方からの要望は、仕事がしたいが子供を抱えていては仕事が見つからないので、就職先を探している間でも保育所で子供を預ってもらいたいというものです。労働人口が減少する社会において、担い手としての女性が子育てしながら働ける環境をつくっていくことは最重要課題です。

全国的に少子化対策が叫ばれていますが、少子化には歯どめがかかっていないのが現状です。子ども・子育て関連法では、消費税増税分の7,000億円を含む1兆円を保育サービスに振り分けるとしていますが、これによって保育料の軽減など、家庭における経済的負担が少なくなり、安心して子育てができるようになるかどうかは、まだ見えてきません。子供を産みにくい、育てにくいという不安を少しでも解消するために、改めて子育て支援について伺います。

- 1) 3歳未満の待機児童がふえています。 槻木保育所を増設する話はどうなったのでしょうか。
- 2)保育料や私立幼稚園の利用料金の負担が、若い親たちの家計を圧迫しています。角田市では、仙南一子育て環境のよいまちとするために、平均15%保育料を引き下げたと聞いております。
 - ①柴田町で15%引き下げた場合、どのくらいの収入減になるでしょうか。

- ②保育料の引き下げや私立幼稚園就園奨励費補助金の引き上げなどで、負担軽減を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。
- 3) 幼児型児童館が平成26年3月をもって廃止されるのに伴い、25年度は5歳児だけの少人数での活動になります。
- ① 5 歳児だけの少人数で、幼児型児童館の保育をどのように行っていく方針なのか伺います。
 - ②西住児童館、三名生児童館の建てかえ計画について伺います。
- ③船岡地区、槻木地区にも自由に来館できる児童館、または児童センターをつくる考えはないでしょうか。
- 4) 現在、幼児型児童館には障害を持つ児童が多数通所しています。幼児型児童館が廃止になった後、障がい児の受け皿をどのように考えているのか伺います。障がい児を民間の幼稚園が受け入れた場合、補助金を出す市町村もあると聞いていますが、どのようにお考えでしょうか。

大綱2、健康寿命を伸ばすために。

柴田町の高齢化率は22.8%になっています。年々ひとり暮らしや世帯主が65歳以上の夫婦、 また65歳以上のひとり親と子などの二人暮らし世帯が急増してきています。

こうした世帯は、近所づきあいも徐々に薄くなる傾向にあり、最悪の場合には孤独死や孤立 死といったケースも今後想定される心配があります。地域でお世話する地区役員にもなり手が いない、また地域のコミュニティが崩れていることも、こうした悲惨な状況を招く要因にもな っています。

10年後には、団塊の世代がいよいよ75歳に達し始めます。超高齢化社会の問題は、私たちの上にますます重くのしかかってきています。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、病気や要介護になったときに手厚いサービスが受けられるようにすることは当然ですが、その前に生活習慣病の予防や介護予防、ひとり暮らしや二人暮らし世帯を孤立させない仕組みづくりが求められています。改めて、地域ぐるみ町ぐるみの地道な健康づくり、生きがいづくり、生活習慣病予防、介護予防対策が必要です。

そこで伺います。

1) 外に出て人と交流し、活発に社会参加や活動を行っていれば、筋肉や骨格が鍛えられ、健康づくりにつながり、生きがいを見出し、孤立化防止にもなると思います。そのためには、

若いうちから趣味を見つけ、サークル活動やスポーツ活動に参加することが大切です。

- ①生涯学習センターにおいて、健康づくりや介護予防に関する講座は開設されているかどう か伺います。
 - ②各種講座やスポーツ団体競技への高齢者の参加に変化は見られるでしょうか。
- ③公共施設をもっと多くの人が利用しやすくするために、利用料金を減額する考えはありませんか。半額とすると、その場合の減収はどのくらいでしょうか。
- 2) ひとり暮らしや二人暮らしの家庭については、民生委員が声がけしていますが、今後ますますこうした家庭が多くなると手が回らなくなるのは明白です。訪問見守りボランティアを 組織化できないでしょうか。
 - 3) 見守りについて、みやぎ生協と協定を結んだと伺っています。
 - ①その内容はどのようなものですか。
- ②今後みやぎ生協と連携し、見守りに関する定期的な情報交換の場を持ち、問題点や連携の あり方について検討を重ねるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上です。

〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 森淑子議員、大綱2点ございました。

まず1点目、就学前の子育て支援についてでございます。4点ほどございました。

槻木保育所は昭和53年に建設され、経年劣化により老朽化したことから、大規模な改修をしなければならない状況となっておりましたので、平成22年度に実施設計を実施し、平成23年度に地域活性化・公共投資臨時交付金基金事業として、防水改修、トイレの洋式化、床、暖房設備等の大規模改修工事を実施いたしました。「部屋の増設」については、実施計画段階でゆとりの育児支援事業の保育室として増築を計画しましたが、事業費が基金事業の枠を大幅に上回ってしまうことから、緊急性が高い大規模改修工事を実施いたしました。

町立の保育所の建物増築、改造等については、国県の補助事業はありませんので、今後の保 育室の増設については職員配置や財源の課題をクリアできるよう検討してまいります。

2点目。料金の引き下げでございますが、本町の保育料表では、年齢区分ごと、世帯の収入 区分ごとに保育料が規定されております。生活保護世帯などは無料となっておりますが、前年 の所得税が41万3,000円以上の世帯で、未満児入所の場合は7万4,000円となっています。

角田市では平成23年7月当時、保育料表の階層が10区分と少ないことから、保育料の最高額

が月8万円となっており、近隣市町に比較し保育料が高くなっていたため、階層を16区分にふ やし最高額を6万円に減額し、見直しを図ったものです。

保育料表の階層区分の基準となる所得税額や、月額保育料が違うため、単純に比較すること は困難ですが、1月現在の入所者で単純に本町の保育料表の月額を15%引き下げて試算した場合は、1カ月当たり約162万円の減となり、年間約1,950万円の減収となります。

次に、平成21年度に所得税法改正に伴い、国の保育料徴収金基準表が改正され、また多子軽減として3人目の児童の保育料が無料化されたことから、本町においても保育料の改正をいたしました。

国の保育料徴収金基準表では、年齢区分を3歳児未満、3歳以上児の2区分、所得階層が8区分、保育料は無料から10万4,000円と階層ごとに規定されています。

町では、保護者の負担軽減のため、年齢区分を3歳児未満、3歳、4歳以上児の3区分、それぞれ所得階層を16区分として、生活保護世帯等が無料となる区分から、所得税41万3,000円以上で最高の7万4,000円と、保育料を細分化し規定しています。

例えば、国の基準額表で所得税4万円未満が3万円、4万円以上になると4万4,500円と、保育料が1万4,500円上がってしまうものを、本町では3階層を加えて設定し、3万3,600円、3万7,200円、4万800円と、所得階層をふやして保育料の負担増を緩和するよう規定しています。

私立幼稚園就園奨励費補助金については、文部科学省において平成25年度に補助単価の改正が行われる予定となっております。保護者への助成額が、階層ごとに3,000円から1万2,400円にアップすることとなり、保護者の負担軽減が図られるところでございます。

今後も、国、近隣自治体の動向等を注視し、乳幼児を抱える世帯の負担の公平性を考慮し、 検討してまいります。

3点目。平成25年度幼児保育型児童館の5歳児の入館児童は、柴田児童館17名、三名生児童館19名、西住児童館12名となり、1クラスでの保育となり、少人数保育となります。

児童館においては、児童が健やかに成長できるよう、保育体制について3館合同の交流保育を基本として、行事や実施回数、送迎方法などを保護者会や役員会で意見交換を実施し、保育体制について検討してまいりました。2月に各児童館において、保護者に保育体制について説明会を実施したところです。

平成25年度の幼児保育については、各児童館での通常保育や発表会などの各種行事に加え、 児童が大きな集団での活動を通じて社会性や協調性を身につけることを目的に、3館合同での 交流保育を実施いたします。 5月から2月まで毎週1回各児童館に集まり、スポーツや遊びを 通した保育を行います。

次に、平成25年度から28年度までの実施計画において、児童館整備事業として26年度から建てかえを計画しております。財源としては、国の次世代育成支援対策施設整備交付金となりますので、事業採択に向け検討してまいります。これは、西住と三名生です。船岡地区、槻木地区の児童館建設については、今後児童数の動向や児童館のあり方を検討し、建設に向け基本計画の策定を考えております。

4点目、障がい児の受け入れですね。本町では、特別な支援を必要とする子供については、 むつみ学園への通園や、保育に欠ける場合は保育所入所へ、保育に欠けない場合は第一幼稚園 や幼児保育型児童館で受け入れを行ってまいりました。一方、町内私立幼稚園においても、 「気になる子」が入園しております。

幼児保育型児童館廃止に伴い、今後障がい児や気になる子など特別な支援を必要とする子供の受け入れについて、特に保育に欠けていない児童については、集団生活の場が確保できなくなってしまうことから、保育士を中心として検討会を設置し、近隣市町の状況の調査を行っているところでございます。

私立幼稚園での障がい児の受け入れについては、宮城県において心身障がい児教育の振興を図るとともに、私立幼稚園の健全な発達に資するため「私立幼稚園特別支援教育教育費補助金」が交付されています。平成24年度の交付額は、障がい児1人当たり年額78万4,000円となっています。独自の制度として補助を行っている県内の市町村はないようですが、全国的には独自の補助制度により助成している自治体があります。

今後、特別な支援を必要とする子供の入所、入園については、関係機関と連携し、第一幼稚園での障がい児の枠の確保や私立幼稚園での受け入れ方策について、検討してまいります。

大綱2点目。健康寿命を伸ばすためにということで、3点ほどございました。

1点目の1問目ですね。各生涯学習センターでは、地域の課題に積極的に取り組んでおり、特に健康づくりや介護予防に関するさまざまな主催事業を実施しています。今年度の事業で見ますと、高齢者教室は3つの生涯学習センターで取り組み、趣味の講話や実技、レクリエーションやフォークダンス、社会見学などの内容で開催しました。その他、シルバーダンス教室の開催、また11月には里山ハイキング「晩秋の野山を歩こう」を企画し、大勢の参加者でにぎわいました。さらには、団塊世代の元気塾、暮らしを楽しむ野菜づくり、地産地消の料理教室を開催するなど、健康づくり、体力づくりに主眼を置いた主催事業等に取り組んでおります。

2問目、参加の変化です。各講座の参加状況を見ますと、高齢者のニーズの多様化が進んでおり、町主催事業だけでなく各種愛好会等の自主サークルも含めて、自分の余暇時間に合わせて楽しめる講座やグループを選ぶ傾向が強くなっています。講座等でのアンケート調査結果からは、健康づくりや介護予防に関する講座は関心が高く、参加しようとする意欲がうかがえます。スポーツ団体競技への参加では、チーム数は大きく減少していませんが、会員数がふえない傾向にあります。最近はグラウンドゴルフやパークゴルフ等の個人プレーで行うスポーツ人口がふえており、個々の余暇時間に合わせたライフスタイルを好む傾向にございます。

3点目、料金の減額でございます。減免の内容ですが、平成24年度においてはPTAや子ども会育成会などの学校関係団体、文化協会加盟団体、育児サークルなどの福祉関係団体、体育協会加盟団体など155の団体から減免登録申請があり、規則にはかり申請を受理し、活用していただいているところでございます。羽山荘廃止に伴う高齢者サークル等への減免措置は、現在も継続しております。

営利目的の団体もありますので、現在のところ全ての団体に対しての減免は考えておりません。仮に使用料を半額にした場合の減収額ですが、平成23年度の使用料実績で算出しますと、およそ500万円程度になります。公共施設をもっと利用しやすくする上で、「使用料の適正化」も大切なことですので、今後前向きに検討してまいります。

2点目。現在の見守り体制は、民生委員や隣人などの地域のコミュニティで実施されております。しかし、高齢者が年々ふえ続けていく中で、民生委員が見守りや声がけの中心になることには限界がありますので、民生委員のほかにも近所の方による見守り、声がけを実施することが重要と思われます。長年地域に住んでいる方々であれば、近所の方とも顔見知りで近所づき合いも多くあり、また家庭の事情などにも精通していることもあって、緊急連絡にも対応が可能と思います。

しかしながら、個人の事情もさまざまですので、中には民生委員や地域包括支援センターの 職員による訪問見守りを頼りにする方もいると思われます。また、介護保険の利用者にあって は、訪問のヘルパーやケアマネジャーもおります。さらには、食材の宅配業者、郵便配達や水 道検針など、個人宅を訪れる機会の多い業種の方もおります。

高齢者の見守りや声がけは、ボランティアの組織化ということではなく、行政区のまちづく り地域計画に見られる高齢者の見守り体制の整備など、地域コミュニティを主体としたさまざ まな関係者・関係機関による複数の目で実施していくことが、より効果的と思います。

そのため、高齢者を見守る関係者・関係機関によるネットワークの整備に努めるとともに、

定期的な情報交換を行い、高齢者の見守りを効果的かつ持続的に進めていきたいと考えております。

現在、関係者、関係機関で構成する「孤独死・孤立死対策連絡会議」を定期的に開催するよう、準備を進めているところでございます。

3点目、みやぎ生協との協定ですが、本町においてはことしの1月23日に締結式を行いました。

1問目の「協定の内容」についてですが、生活協同組合は共同購入や灯油配達などの業務に おいて、高齢者宅の異変を発見したときにその状況を判断した上で、地域包括支援センターに 連絡を入れるというものです。また、生活協同組合の責務として、警察や消防などからの事情 聴取への積極的協力や、個人情報の保護などとなっています。見守りの対象者が生活協同組合 の配達業務の利用者で、65歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者世帯を対象としております。

2問目の「定期的な情報交換」については、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯であるので、対象高齢者の生活状況など情報交換が必要と考えておりますが、定期的な情報交換ではなく、ケースごとの情報交換を随時実施してまいります。

以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 森淑子さん、再質問ありますか。許します。
- ○10番(森 淑子君) 予算を大幅に上回ったので、保育所の増設はとりあえず断念したという ことなんですが、今3歳未満児の待機児童の状況は、どうなっていますでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- **〇**子ども家庭課長(永井 裕君) 森議員の質問にお答えいたします。

平成25年度の保育所の募集を終わりまして、1月に本人のほうに状況、承諾・不承諾について連絡したところでございます。その結果を今現在の段階でお知らせしたいと思います。申込者数が、3保育所で490名、そのうち入所者数が420名、不承諾が70名。70名の方にはお断りしたということです。

それで、現在不承諾になった70人の方の中で、待機して待っていて入りたいという方の人数なんですが、現在のところ21名となっております。年齢でいいますと、ゼロ歳児が5人、1歳児が4人、2歳児が1人、3歳児7人、4歳児4人、5歳児ゼロということで、3歳児未満でいいますとゼロ歳から2歳児までが10人おりまして、48%というような状況です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O10番(森 淑子君) 待機児童の受け皿として、保育ママ制度の研修とかが始まっていると思

- うんですけれども、そちらの状況はどうなっているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 保育ママにつきましては、森議員初め何回か質問されておりますが、なかなか手を挙げてくれる人が少なくて、現在のところは1カ所ということで行っております。以上です。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O10番(森 淑子君) その保育ママ制度に入りたいという保育士の資格を持った人など、何人かはいると思うんですが、国の制度でかなり縛りがあるから、なかなか手を挙げられないというケースがあるのではないかと思うんですけれども、これからも国の制度だけでやっていこうという考えなんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 今度、子ども・子育ての新制度ができますけれども、その中でも保育ママに関しての措置が大分緩和されているようなので、それに合わせて今後見直していきたいということです。今の段階では、国の基準のとおりでやっていくという考えでおります。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか、どうぞ。
- **O**10番(森 淑子君) 今研修に参加されている方、お一人ですよね。その方が、制度にのっとって仕事ができるようになるのがいつごろからでしょう。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長(永井 裕君) 今後、制度が成立すれば、平成27年度以降になると思います。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか、どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) それで、保育料の件なんですけれども、1,950万円減収になるということですね、15%にすると。角田と大河原と柴田の1市2町を比較してみたんですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、所得のランクのつけ方が違うのでなかなか比較は難しいなと思うんですが、柴田・角田・大河原、比較的所得の少ない方に手厚く減免した、金額を下げたように見られるんですけれども、柴田の場合もし15%引き下げが難しければ、Dの2とか3とか、この比較的収入の少ない方のをほうを減免する、例えば市15%が無理なら10%とかっていうことはできないんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

- ○子ども家庭課長(永井 裕君) ご質問がありましたので、角田市のほか大河原町、それから村田町、それから白石など、表を見させてもらいました。今おっしゃいましたように、階層の所得税額の区分が、それぞれの自治体によって違うということで、保育料についても違うということで、なかなか一概に15%といってもできない。所得税額の低いランクのところを手厚く、安く設定している自治体もあれば、そうでないところもあるということで、なかなか統一の料金表に持っていくというのは難しいということなですが、今後平等に公平性を持つような表に、改正していくようには検討していきたいとは考えております。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) 公平性とかという言葉が出てくると、なかなか何が公平なのかというところになるんですね。柴田の料金表を見ますと、4歳以上で高所得のところの世帯が柴田は一番安くなっているなというのがちょっとわかるんですけれども、やっぱりその所得の再分配ということを考えれば、やっぱり所得の少ない人のところを重点的に値下げしていって、一律幾らというのではなくて全体の見直しが必要なのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- **〇**子ども家庭課長(永井 裕君) 今後、料金表の改定を行う際につきましては、そのようなことを念頭に入れて改正したいと思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) 私立幼稚園の就園奨励費補助金なんですが、児童館廃止の話が出たときに住民の方への説明会の中で、第一幼稚園と民間の幼稚園との保育料の差をできるだけ縮めていきたいというようなことが、私の記憶では話が出たように思いますが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 幼児型児童館を廃止するに当たり、何回か地域において説明 会を行ってきました。その中で、保育料の差について説明しまして、「私立幼稚園就園奨励費 補助金がある。私立幼稚園に入った場合は、そういう制度があります」ということは説明してきました。今回、答弁書のほうにもありますように、平成25年度の補助単価の引き上げが予定されておりますので、その中で3,000円の階層と1万2,400円の増の階層があるということで、その辺で引き上げられるということで、できるだけ差がなくなるということで説明をしてきたつもりです。

- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか、どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) では、幼児型児童館なんですが、西住児童館と三名生児童館は建てかえ というふうに考えてよろしいんですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 実施計画の中に、西住児童館と三名生児童館の建てかえということで、計画の中には入れております。それで、その後幼児型の児童館が廃止になりますので、今後の使途につきましては子育て支援関連の事業をやっていく。その事業の内容については、まだ白紙の状態です。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか、どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) 船岡地区と槻木地区の児童センター、これも建設に向けて計画……、この辺ちょっと児童館のほうと、さっきメモし切れなくてごっちゃになってしまったんですが、児童センターも今後計画を立てていくということだったんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 現時点では、平成28年度までの実施計画の中には含まれておりませんが、今後その辺は子ども・子育ての関係でニーズ調査とか、それをやりまして整備計画が必要なのかどうかも検討しなければなりませんので、その中で検討していきたいというふうに思っております。今のところでは、実施計画の中には載せていないということです。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。
- ○10番(森 淑子君) 槻木の児童館なんですが、一応、名目上は自由に来館できる児童館ということになっているんですけれども、実際には行っている子供って1人か2人、年に1回か2回のイベントのときには大勢来館しているようですが、ふだんはほとんど来館者がないんですね。実質自由来館型の児童館はないというふうに私は考えているんですけれども、その利用が少ない理由として一度家に帰らないと利用できないというのがあるんですけれども、学校が終わった後帰らないで、教育委員会のほうのお考えだとは思うんですが、児童館をせっかく自由来館と銘打っているので、利用できるように、利用しやすい方向に持っていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 今のご質問ですと、教育委員会のほうでは自由来館型の児童館にするかどうかという判断はするものではございませんので、児童館を所管する町としての自由来館の児童館というものの位置づけを今までしてきているところですので、同じように継続

していくのかなというふうに考えているところです。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) 質問のほうの趣旨がちょっとうまく伝わらなかったようですけれども、今、自由来館の児童館が槻木にあるわけですよね。今の児童館は自由来館型と放課後児童クラブと同じ場所にあるんですけれども、登録している子供しかほとんど使われていないということなんです。登録人数が多いので、余り登録していない子供に来られては困るという理由で使いにくくしているのかななんて、悪く考えると考えられるんですけれども、自由来館型の児童館、児童センターができれば自由来館型の児童館になるわけで、今の放課後児童クラブを利用することにはならないと思うんですけれども、今せっかく自由来館型の児童館というのがあるので、子供たちが利用しやすくする方法というのは考えていないんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 放課後児童クラブにつきましては、学校の教室であるということでそのままそちらのクラブのほうに行くんですが、自由来館型につきましては一度自宅に戻ってランドセルを置いてから来ていただくという施設になっておりますので、そのような状況で児童の運営を行っているということでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- **O**10番(森 淑子君) では、障害を持つお子さんの居場所についてに移ります。

今障害を持っている子供さんの居場所というのは、まず在宅のお子さんもいますし、むつみ学園、幼児型児童館、保育所、あとそのほかの施設なんですね。在宅の場合は親御さんが自分で見たいということだと思うんですが、むつみ学園は今20人定員のところ、今利用しているのが19人います。あと、幼児型児童館にもかなりの数の発達障害のお子さんとか肢体不自由のお子さんが行っているんですけれども、これは第一幼稚園のほうに枠を設けるという先ほどの答弁でした。保育所は今までどおりということになると思うんですけれども、そのほかの施設に行っている子供さんもいるはずなんですが、そのお子さんの数とかについてはつかんでいるんでしょうか。

- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(永井 裕君) 済みません、ほかの施設といいますと……。
- O10番(森 淑子君) 民間の施設です。例えば大河原のアサンテさんとか、岩沼のゆうちゃんち、それから白石市のポレポレですか、陽光園の中にある施設なんですけれども、そういうところに行っているお子さんというのは何人くらいなんでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 福祉課長。
- ○福祉課長(駒板公一君) お答えいたします。

今子供さんで障害福祉サービスをご利用いただいている方は、10名でございます。未就学児で、いわゆる障害の扶助を受けるというと判定が必要になってきますが、その受給者証を交付している数については10名というふうになっております。ほかの施設ということなんですが、10名がむつみ学園の児童発達支援のサービスを受けているということです。アサンテとかそういうものは、いわゆるレスパイトまたはデイケアという日中一時支援のサービスということになるんですが、これについては未就学児というちょっとデータがないものですから、さっき申し上げた10名の範囲内でご利用いただいているものというふうに思っています。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) 支援学校の先生の○Bの方なんですけれども、伺ったところでは「5人いたら、1クラス必要だろうね」というお話を聞きました。それで柴田町は、よその市や町の施設を利用しているので、柴田町にも1カ所必要なんじゃないかというお話だったんですね。町が直営するのではなくて、よその町のようにNPOであるとか、岩沼はNPOなんですね。あと社会福祉法人とかを町に呼ぶことはできないんだろうかという、障害のあるお子さんを持っている家庭の方から要望があるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(駒板公一君) 障害を持っていらっしゃるお子さんがそのサービスを受けようとする場合、柴田町内に限定するものでなく、広域的な利用ができます。先ほど申し上げたように岩沼の施設もございますし、白石・大河原等の施設も利用できるという、いわゆる広域的な利用ができるわけなんですが。といいますのは、町として受給判定をしますと、その子供さんなり親御さんがその子供さんの状況に見合った施設を見学しながら、適しているところを探して、探すといいますかいろいろ選択して契約をしてご利用いただくという形なわけです。町なり行政がつくる、むつみ学園はそういう経過をたどっているところもあるんですが、市町間で共同設置をしながら子供さんを受け入れているという施設もあるんですが、私どもとしては社会福祉法人が経営的なもの、また需要的なものも見合わせながらサービスの確保、またマンパワーの確保も最近大きなファクターになっているんですけれども、そういうことで事業所といいますかサービスの施設をつくる上での相談なり、そういうニーズが多くなれば事業所とも相談していきたいというふうに考えております。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。

- 〇10番(森 淑子君) 陽光園さんの場合は、未就学児ではなくてかなり年齢の上の方もいて、 2カ所ですね、デイケアというんでしょうか、やっています。登録している人は100人くらい 全部でいるんですけれども、柴田町が一番多いですよと言われたんですね。年齢構成も何も聞 かないで、ただ正確な数字もわからないですけれども、仙南の中では柴田町が一番登録者が多 いんだということだったので。
 - 二、三年前に、社会福祉法人がデイサービスをするための土地を探しているという話が一度 耳に入ったんですが、土地の貸借の関係でうまく話が進まなかったので断念したということを 聞いているんですが、もしNPOなり社会福祉法人が手を挙げた場合、柴田町で土地を探して いるような場合は、町のほうでは支援というものは考えているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(駒板公一君) お答えいたします。そういう法人が柴田町にそういう施設を設けたいというふうな考えであれば、相談しながら進めていきたいと思うんですが。支援となってきますと、過去にくりえいと柴田の件があるんですが、町の土地をお貸しして、今運営なさっているというものなんですけれども、当初安価な賃貸料で場所を提供していたんですが、現在は無償ということで場所をお貸ししている経過はございます。ああいうふうな町の土地があれば、そういうところも1つの判断材料にはなると思うんですが、それはどういう場所、またどういう目的を持った施設かによって位置的なもの等も変わってきますので、そういうお話があった時点で相談に応じていきたいというふうに思います。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) では、次の質問に移ります。

高齢者向けのさまざまな講座が生涯学習センターなどで実施されていて、参加者も多いということで、それはいいことだと思います。

公共施設の利用料金なんですけれども、今どこにもシニア料金を設定しているところがあると思うんですね。例えば映画館だと一般は1,700円のところ、高齢者は1,000円であるとか、私も恩恵にあずかっておりますが。あと、みちのく杜の湖畔公園なんかでも高齢者は半額になっているんですよね。ですから、もしもっと利用を多くする、元気に外に出ていこうという人を多くするためには、やっぱり利用料金の減免というのもシニア世代に必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁、生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(加茂和弘君) 高齢者に対する支援策としてという、公共料金・使用料の減免

等を考えたらいいんじゃないかというご提案をいただきましたんですが、これについては今後 検討してみたいとは思っております。今のところは、ご存じのとおり公共施設にかかわる団体 については全額とかあと2分の1とかやっておりますけれども、それ以外の団体については文 化協会とか大きな体育協会とかに加盟している団体、こうした団体に対しては5割減免という 対応をさせていただいております。それ以外の検討はまだしたことがないので、これからそう いった時代のニーズに合わせて検討する余地はあるのかなというふうに思いますので、もう少 し時間をいただければと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○10番(森 淑子君) では、前向きに検討ということで、よろしくお願いします。

それから次、見守りの件なんですけれども、みやぎ生協と連携したということが、みやぎ生協で何か全部の自治体と協定を結ぶといううことで新聞報道されておりますが、みやぎ生協の宅配というのも1週間に1回ですね。灯油もそのほかに1回あるんですけれども、1週間に1回声をかけて、もし様子がおかしければ、地域生活支援センターに連絡するということだったんですが、ひとり暮らし、二人暮らしという方の悲惨な例がかなり新聞やテレビで報道されておりまして、とても心痛むような状況があると思います。

つい最近、うちの近くでも50代の男性のひとり暮らしの方が、亡くなって1週間後に発見されたということで、知っている方だったのでかなりショックだったんですけれども、今後ますますひとり世帯、二人世帯がふえていって、介護をしている方が先に倒れるという例も随分多くなっているように思います。

先日、うちの近くの家庭班の方、町内会の班の方なんですが、班長さんが配り物をするのに「夜、来たんだ」とかという話がありまして、「紙一枚配るんだったら、ポストに入れてくれればいいのに」って言ったら、その班長さんが「あなたの元気な顔が見たくて来たんです」とおっしゃったそうで、「ああ、それはすごい今求められてるコミュニティの、いい一面が出てきたな」というふうに感じました。その方の場合は、夜8時ころ来られたんでびっくりしたそうなんですけれども、1週間に1回の宅配のときに声をかけるのも大切なんですけれども、コミュニティ、隣近所の声がけというのがやっぱりこれから一番大切になってくると思うんですね。「あなたの顔が見たくて」と言われた人は、とてもうれしかったんですね。そういう横のつながりが、これからますます重要になってくるということで、毎日1日誰とも口を聞かないで過ごしたというようなことがないような生活ができれば、とてもそれはいいことだなと思います。最後は1人なんですけれども、何週間も知らないままに過ごされるようなことがないよ

うな横のつながりというのを、それをもっと大切にしていけたらなと思います。

これについては、町に対して「ああしろ」「こうしろ」「ああしてほしい」「こうしてほしい」ということはまず言えないんですけれども、なるべくお隣同士声がけをし合えるような関係がつくっていけるような町ができたらとてもすばらしいし、暮らしやすくなるんではないのかなというふうに思っております。

質問は、これで終わらせていただきます。

○議長(我妻弘国君) 要望でよろしいですか。

これにて10番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、本日の議会運営委員会において、あす2月19日における仮議長の選任を議長に委任する件を議題としたい旨の協議がされました。

お諮りいたします。2月19日における仮議長の選任を、議長に委任する件を追加日程第1と して直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。2月19日における仮議長の選任を、議長に委任することを議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 仮議長の指名について

○議長(我妻弘国君) 追加日程第1、仮議長の選任を議長に委任することを議題といたします。

あす2月19日、都合により私が欠席することになります。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行いますが、当日副議長の一般質問が予定されております。その間、議長、副議長が欠けることから、副議長の一般質問における間、仮議長の選任が必要となるため、地方自治法第106条第3項の規定により、この間における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、2月19日、副議長の一般質問における間の仮議長の選任を、議長に委任することに決定いたしました。

それでは、議長において仮議長を指名いたします。 2月19日、副議長の一般質問における間の仮議長に、大沼惇義君を指名いたします。

お諮りいたします。2月19日、副議長の一般質問における仮議長に、大沼惇義君を選任する

ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、2月19日、副議長の一般質問における間の仮議長に、大沼惇義君が決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたします。本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時48分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年2月18日

議長

署名議員 番

署名議員 番